

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の概要	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の期間	2
第4節 計画策定の経緯	2
第5節 日常生活圏域の設定	3
第6節 国の基本方針について	4
第2章 本村の高齢者を取り巻く状況	5
第1節 高齢者人口及び認定者数等の推移	5
第2節 アンケート調査結果の概要	9
第3章 計画の基本的方向	22
第1節 基本理念	22
第2節 基本目標	22
第3節 施策の体系	24
第4章 施策体系の展開	26
基本目標1 支え合い、いきいきと健康に暮らせるむら	26
基本目標2 安心して暮らせるむら	37
基本目標3 安定した介護サービスを受けられるむら	44
第5章 計画の推進に向けて	69
第1節 関係機関との連携強化	69
第2節 計画の周知	69
第3節 計画の推進体制	69
資料編	70
第1節 鮫川村高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱	70
第2節 鮫川村高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿	72
第3節 策定経過	72

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の概要

介護保険制度が創設されてから20年以上が経過し、高齢者の介護になくてはならないものとして定着しており、令和7年には団塊の世代が75歳以上を迎え、要介護認定率や介護給付費が上昇する85歳以上人口は令和42年頃まで増加傾向が続くと見込まれています。

一方で、地域によって人口構成の変化や医療・介護ニーズ等の動向が異なっており、今後は中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービスを整備するとともに、地域包括ケアシステムの深化や介護人材の確保、介護現場の生産性向上が求められています。

また、令和2年に改正された社会福祉法では、多様化・複雑化する生活課題の解決に向けて「重層的支援体制整備事業」が創設され、支援機関や地域の関係者が相談を断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することとしています。

鮫川村（以下、「本村」という）においても人口減少・少子高齢化が進行しており、高齢者人口が総人口の約4割に達している一方で、令和5年には生産年齢人口が総人口の約半分となり、現役世代の減少が進んでいます。

本計画では国・県の動向・村の現状を踏まえ、現役世代が急減することが見込まれている令和22年の中長期的視点に立ち、地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現を目指し、地域の実情に応じた施策・サービスの持続可能性を確保していくことが重要となっています。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に規定された「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条に規定された「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定し、本村の高齢者福祉施策の総合的な指針となる計画です。

また、計画の策定にあたっては、村の最上位計画である「第4次鮫川村振興計画」をはじめ、高齢者を支えるネットワークなどの地域基盤の整備・強化が重要であることから、障がいや健康等の各福祉分野における関連計画との整合を図ります。さらに、県の「福島県高齢者福祉計画・福島県介護保険事業支援計画」とも整合を図ります。

■市町村老人福祉計画（高齢者福祉計画）

本村で確保すべき高齢者福祉事業の量の目標、その量の確保のための方策、その他高齢者福祉事業の供給体制の確保に関し、必要な事項を定めるものです。

■市町村介護保険事業計画

利用者が自らの選択により、保健・医療・福祉にわたる総合的な介護サービスが受けられるよう、年度ごとに必要なサービス量とその費用を見込むとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項を定めるものです。

第3節 計画の期間

計画期間は3年間で1期として見直しが義務づけられており、本計画は令和6年度から令和8年度までの3年間となります。また、中長期的な視点として、現役世代が急減する令和22年度（2040年度）を見据え、高齢者人口やサービスのニーズを把握し、計画を定めます。

■計画期間

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	...	R22
計画 期間	第9期・第8期										
				第10期・第9期							
							次期計画		...		

第4節 計画策定の経緯

（1） アンケート調査の実施

①調査の目的

本計画の策定にあたり、村内にお住まいの65歳以上の方を対象に、健康や生活の状況などを把握し、計画策定の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

②調査概要

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

- ・調査対象者：村内在住の65歳から84歳の方（要支援認定者を含む）
- ・調査期間：令和5年6月1日（木）～令和5年6月14日（水）
- ・調査方法：行政組合経由により配布・回収

■在宅介護実態調査

- ・調査対象者：村内在住の要支援・要介護の認定を受けている65歳以上の方
- ・調査期間：令和5年6月1日（木）～令和5年7月31日（月）
- ・調査方法：村内の居宅介護支援事業所に協力依頼

③回収結果

区分	配布数	有効回収数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	923件	840件	91.0%
在宅介護実態調査	77件	64件	83.1%

(2) 策定委員会の設置

計画の策定にあたっては、幅広く関係者や被保険者の意見を聞くため、「鮫川村高齢者福祉計画及び鮫川村介護保険事業計画策定委員会」を設置し、事業の評価と計画内容について検討しました。

策定委員会は、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、介護保険被保険者代表などから構成されています。

(3) 庁内関係各課との調整

高齢者に関連する施策は多様で、関連する部署も多岐にわたっています。そのため、関連する事業や計画の把握については、住民福祉課が関係各課並びに社会福祉協議会、地域包括支援センター等に対して確認を行い、整理しました。

第5節 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、市町村が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して定めるものです。

こうした地域性を考慮し、本計画においても前計画と同様に、鮫川村全体を1圏域として日常生活圏域を設定します。

■持続可能な開発目標（SDGs）の推進

平成27年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。「持続可能な開発目標（SDGs）」は、令和12年までに世界中で達成すべき目標として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットから構成されています。

本計画についても地域に住む高齢者一人ひとりが幸せに暮らすことが目標であることから、「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、高齢者福祉施策を展開することが重要です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第6節 国の基本方針について

第9期計画期間中は、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる令和7年を迎え、さらに高齢者人口がピークとなる令和22年には、85歳以上人口と要介護認定者が増加する一方、生産年齢人口（15～64歳）が急減すると見込まれています。そのため、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて、介護サービスの充実を図っていくことが重要としています。

また、令和5年6月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布され、急速な高齢化に伴う認知症の人の増加を受け、認知症の人も尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するとしています。

■基本方針（案）の概要とポイント

（１） 介護サービス基盤の計画的な整備

- ・ 地域の実情に応じた介護サービス基盤の計画的な確保
- ・ 医療・介護の連携強化、体制確保
- ・ 地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- ・ 様々な介護ニーズに対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備の推進
- ・ 地域密着型サービスのさらなる普及

（２） 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み

- ・ 総合事業の充実化
- ・ 地域リハビリテーション支援体制の構築
- ・ ヤングケアラーを含む家族介護者支援の取り組み
- ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備
- ・ 障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- ・ 認知症施策の推進
- ・ 高齢者の虐待防止の推進
- ・ 介護現場の安全性確保とリスクマネジメントの推進
- ・ 住まいと生活の一体的支援
- ・ 介護事業所間、介護・医療間での情報基盤の整備
- ・ 地域包括ケアシステムの推進
- ・ 保険者機能強化に向けた評価指標の見直し
- ・ 給付適正化事業の重点化・内容の充実・見える化

（３） 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性の向上

- ・ ケアマネジメントの質の向上と人材確保
- ・ 働きやすい職場づくりに向けた取り組みの推進
- ・ 資格取得支援に向けた学習環境の整備
- ・ 介護現場の生産性向上に資する総合的な支援の推進
- ・ 介護関連事業に係る経営の協働化・大規模化による人材・資源の有効活用
- ・ 文書負担軽減に向けた取り組みの推進
- ・ 財務状況等の見える化
- ・ 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化

第2章 本村の高齢者を取り巻く状況

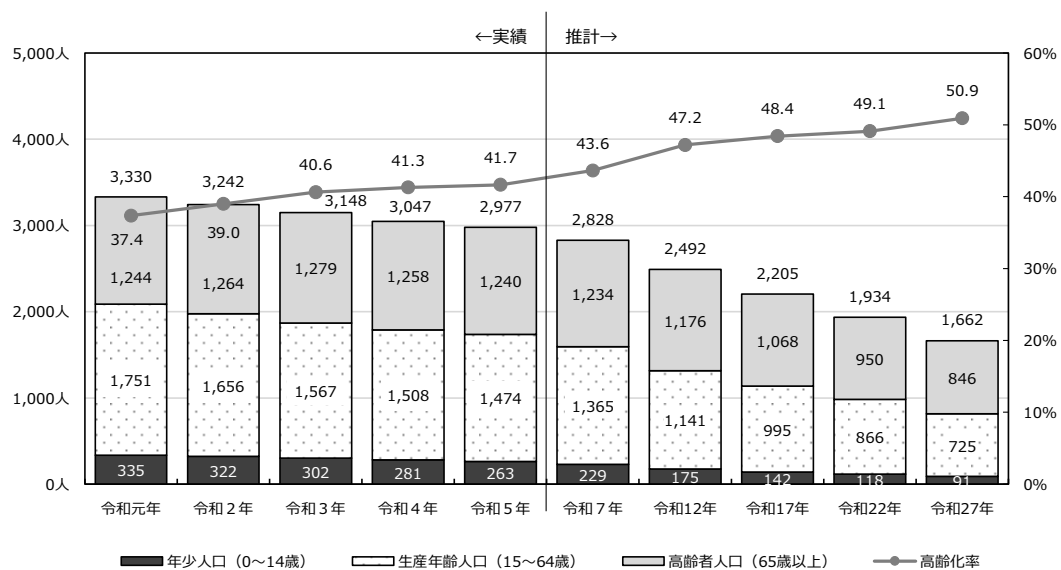
第1節 高齢者人口及び認定者数等の推移

(1) 人口の推移・推計

本村の総人口は年々減少している一方で、高齢化率は年々上昇しており、令和5年10月1日現在で41.7%となっています。今後も同様に推移した場合、現役世代の急減が見込まれる令和22年には総人口が2,000人を割り、高齢化率は49.1%となることが見込まれています。

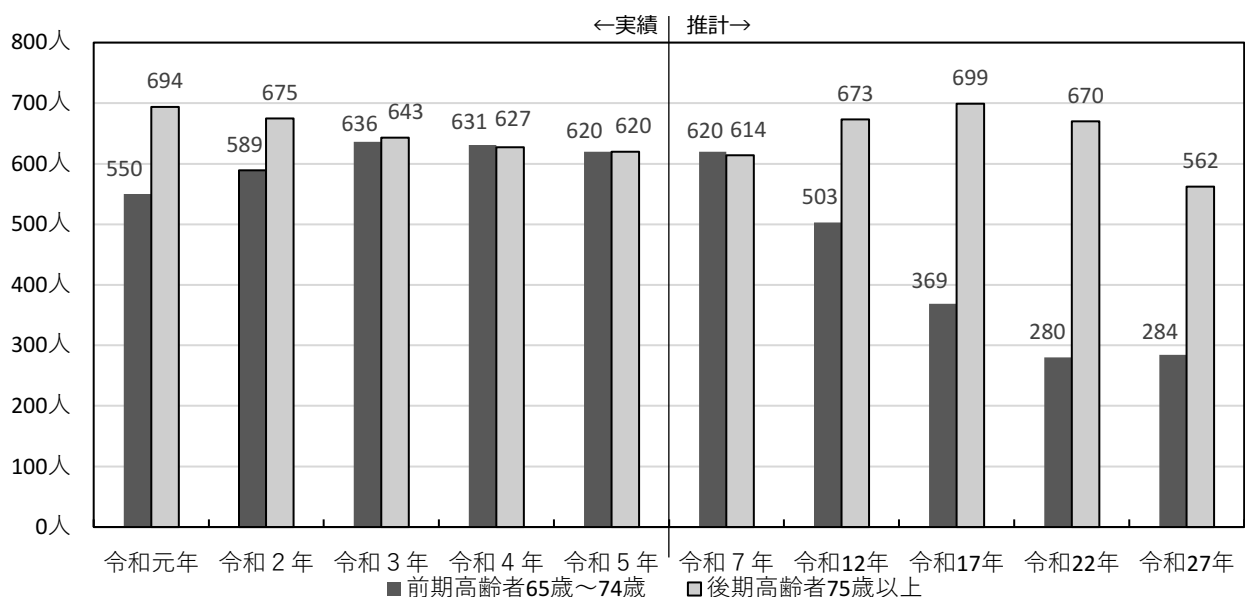
高齢者人口では、令和5年10月1日時点で1,240人となっており、前期高齢者（65～74歳）、後期高齢者（75歳以上）ともに620人となっています。

■年齢別人口・高齢化率の推移と推計



資料：住民基本台帳（令和元年～令和5年の各年10月1日現在）人口を基にコーホート変化率を用いて推計

■前期高齢者・後期高齢者の推移と推計



資料：住民基本台帳（令和元年～令和5年の各年10月1日現在）人口を基にコーホート変化率を用いて推計

■総人口と高齢者人口の推移・推計

(単位：人)

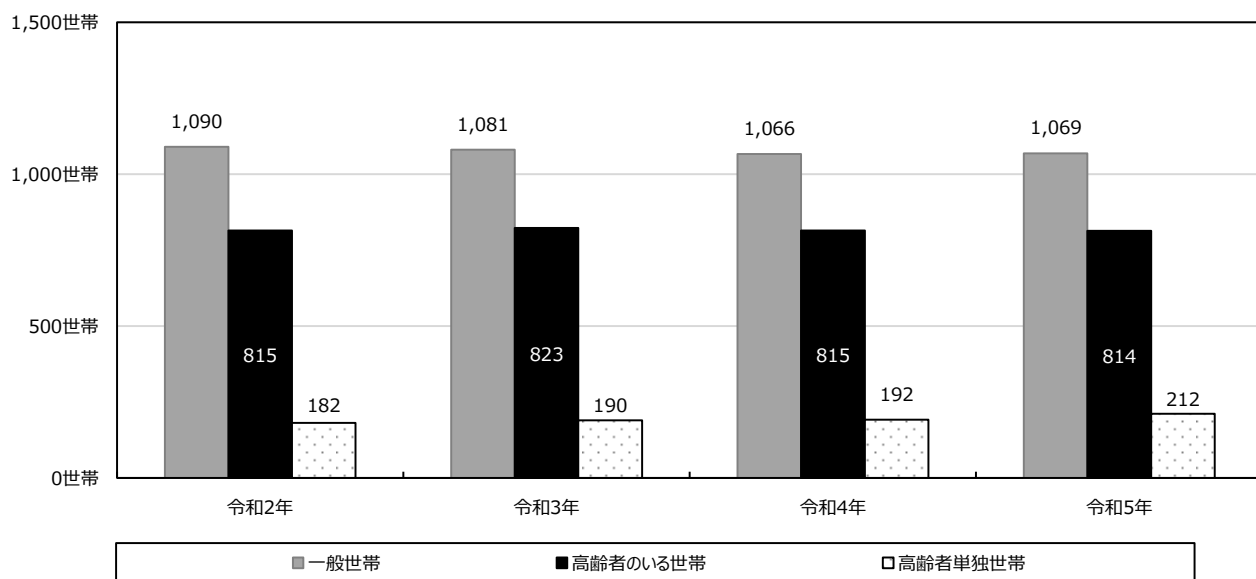
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
総人口	3,330	3,242	3,148	3,047	2,977	2,828	2,492	2,205	1,934	1,662
高齢者人口 65歳以上	1,244	1,264	1,279	1,258	1,240	1,234	1,176	1,068	950	846
前期高齢者 65歳～74歳	550	589	636	631	620	620	503	369	280	284
後期高齢者 75歳以上	694	675	643	627	620	614	673	699	670	562
40歳～64歳 人口	1,045	1,001	941	927	889	824	721	672	602	496

資料：住民基本台帳（令和元年～令和5年の各年10月1日現在）人口を基にコーホート変化率を用いて推計

(2) 高齢者世帯の推移

一般世帯は減少している一方で、高齢者単独世帯は年々増加し、令和5年現在で212世帯となっています。また、高齢者のいる世帯では令和3年に増加したもののほぼ横ばいとなっており、令和5年現在で814世帯となっています。

■高齢者世帯の推移



(単位：世帯、%)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
一般世帯数	1,090	1,081	1,066	1,069
高齢者のいる世帯	815	823	815	814
(一般世帯数比)	74.8	76.1	76.5	76.1
高齢者単独世帯	182	190	192	212
(高齢者世帯数比)	22.3	23.1	23.6	26.0
その他の高齢者世帯	633	633	623	602
(高齢者世帯数比)	77.7	76.9	76.4	74.0

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(3) 要支援・要介護認定者数の推移・推計

被保険者数は年々減少しており、第1号被保険者数は令和22年に1,000人を割る見込みとなっています。

要支援・要介護認定者数では増減しているものの、今後は令和12年にかけて減少し、令和17年から横ばいに転じる見込みとなっています。

また、認定率については国・県を下回っており、年々減少しています。

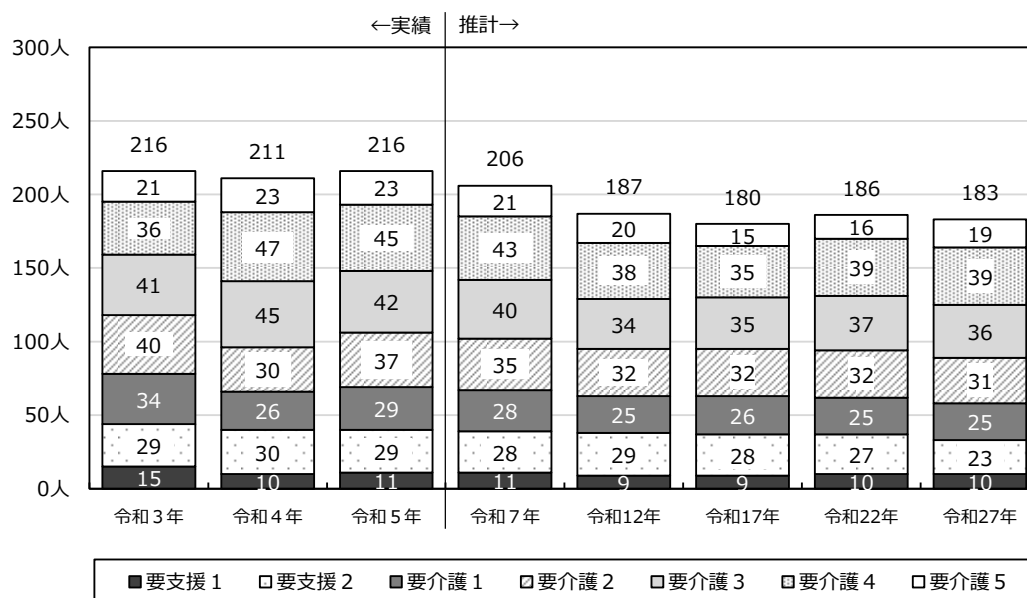
■被保険者数の推移と推計

(単位：人)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
被保険者総数	2,220	2,185	2,129	2,058	1,897	1,740	1,552	1,342
第1号被保険者	1,279	1,258	1,240	1,234	1,176	1,068	950	846
第2号被保険者	941	927	889	824	721	672	602	496

資料：住民基本台帳（令和3年～令和5年の各年10月1日現在）人口を基にコーホート変化率を用いて推計

■要支援・要介護認定者数の推移と推計



資料：住民基本台帳（令和3年～令和5年の各年3月末現在）人口を基にコーホート変化率を用いて推計

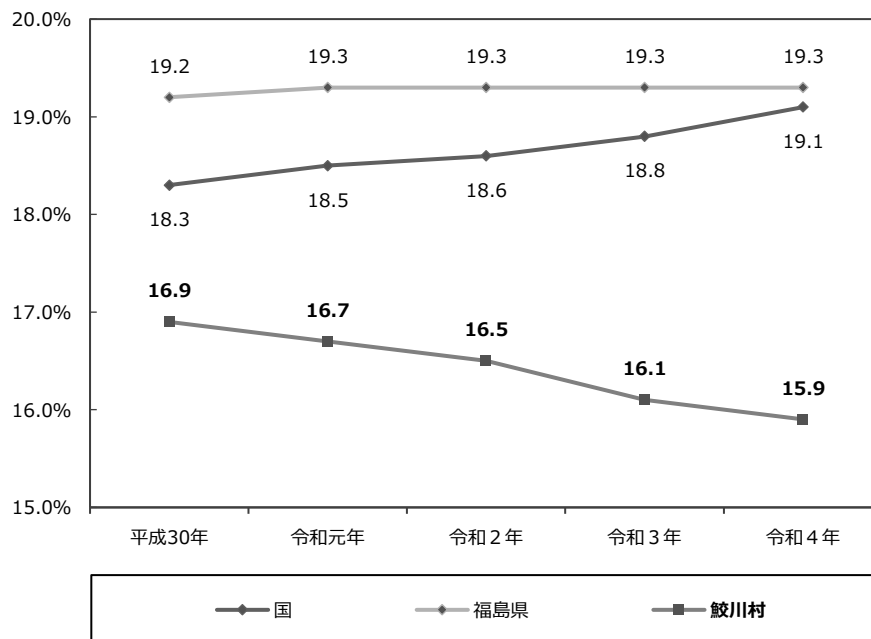
■第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者数の推移と推計

(単位：人)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
合計	209	204	210	200	181	176	182	179
要支援1	15	10	11	11	9	9	10	10
要支援2	27	27	26	25	26	26	25	21
要介護1	34	26	29	28	25	26	25	25
要介護2	36	29	36	34	31	31	31	30
要介護3	41	44	40	38	32	34	36	35
要介護4	35	45	45	43	38	35	39	39
要介護5	21	23	23	21	20	15	16	19

資料：住民基本台帳（令和3年～令和5年の各年3月末現在）人口を基にコーホート変化率を用いて推計

■要支援・要介護認定率の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

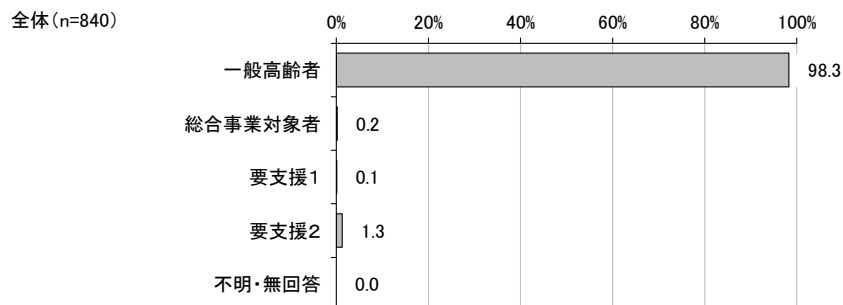
第2節 アンケート調査結果の概要

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

①基本属性

■要介護状態区分

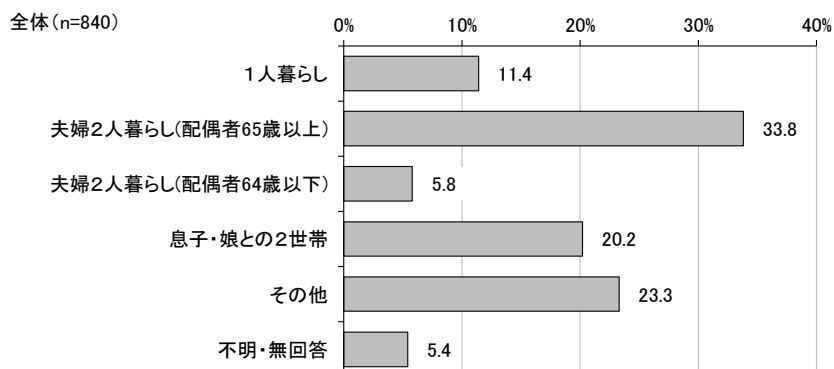
要介護状態区分についてみると、「一般高齢者」が98.3%と最も高く、次いで「要支援2」が1.3%、「総合事業対象者」が0.2%となっています。



②家族や生活状況について

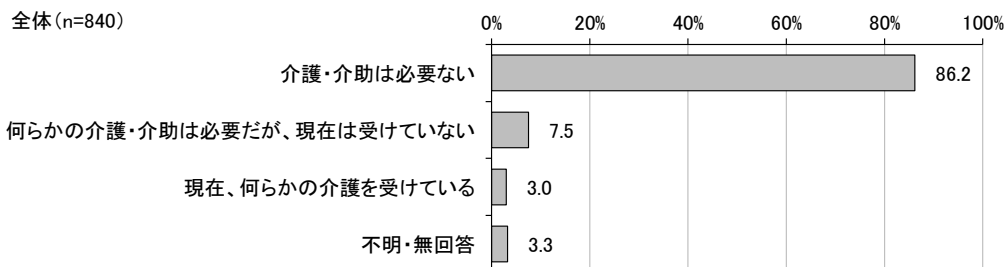
■家族構成

家族構成についてみると、「その他」を除き、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が33.8%と最も高く、次いで「息子・娘との2世帯」が20.2%、「1人暮らし」が11.4%となっています。



■日常生活における介護・介助の必要性

介護・介助の必要性についてみると、「介護・介助は必要ない」が86.2%と最も高く、次いで「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が7.5%、「現在、何らかの介護を受けている(介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む)」が3.0%となっています。

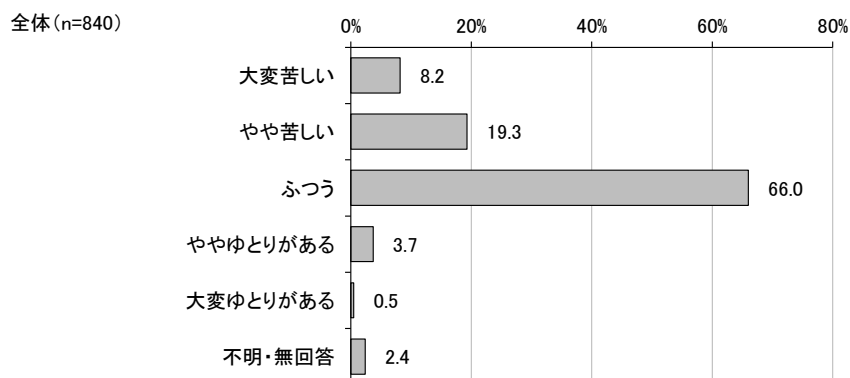


※「現在、何らかの介護を受けている」＝「現在、何らかの介護を受けている(介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む)」

※割合については、小数点第2位で四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合があります。

■現在の経済状況

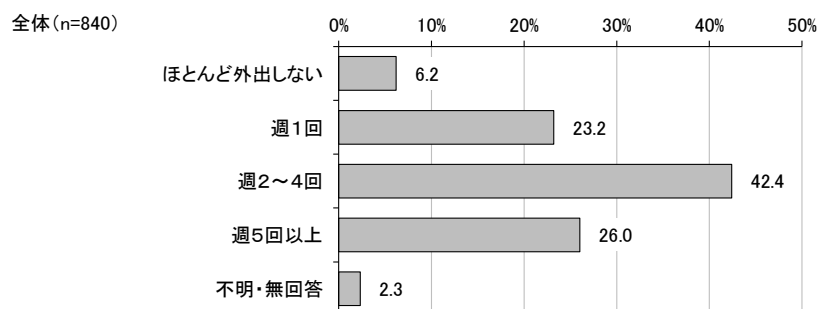
経済的な暮らしの状況についてみると、「ふつう」が66.0%と最も高く、次いで「やや苦しい」が19.3%、「大変苦しい」が8.2%となっています。



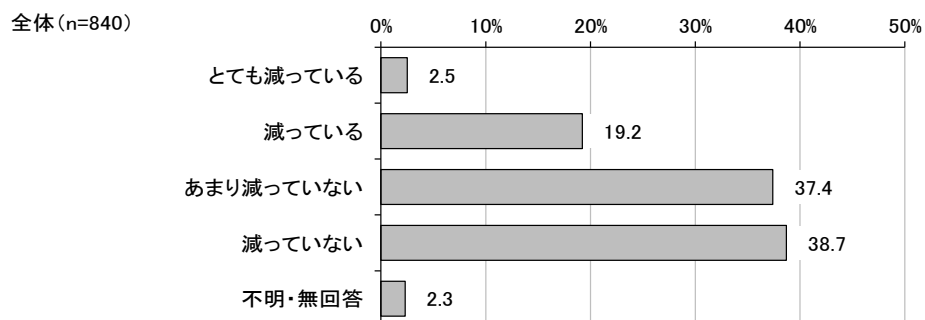
③からだを動かすことについて

■外出の状況

週に1回以上は外出しているかについてみると、「週2～4回」が42.4%と最も高く、次いで「週5回以上」が26.0%、「週1回」が23.2%となっています。



また、昨年と比べて外出の回数が減っているかについてみると、「減っていない」が38.7%と最も高く、次いで「あまり減っていない」が37.4%、「減っている」が19.2%となっています。

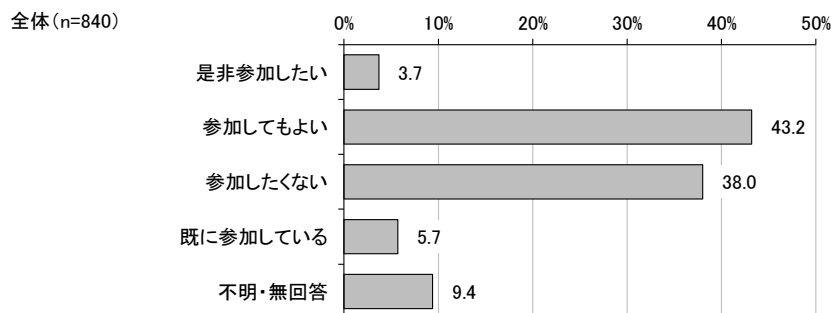


④地域での活動について

■地域での健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向

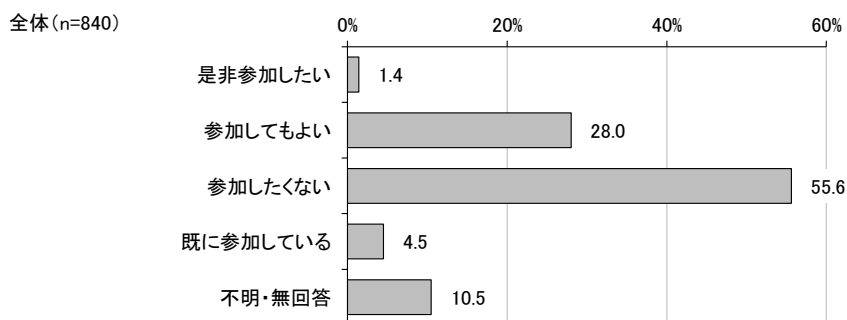
地域住民の有志の活動に参加者として参加してみたいと思うかについてみると、「参加してもよい」が43.2%と最も高く、次いで「参加したくない」が38.0%、「既に参加している」が5.7%となっています。

《参加者として》



地域住民の有志の活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思うかについてみると、「参加したくない」が55.6%と最も高く、次いで「参加してもよい」が28.0%、「既に参加している」が4.5%となっています。

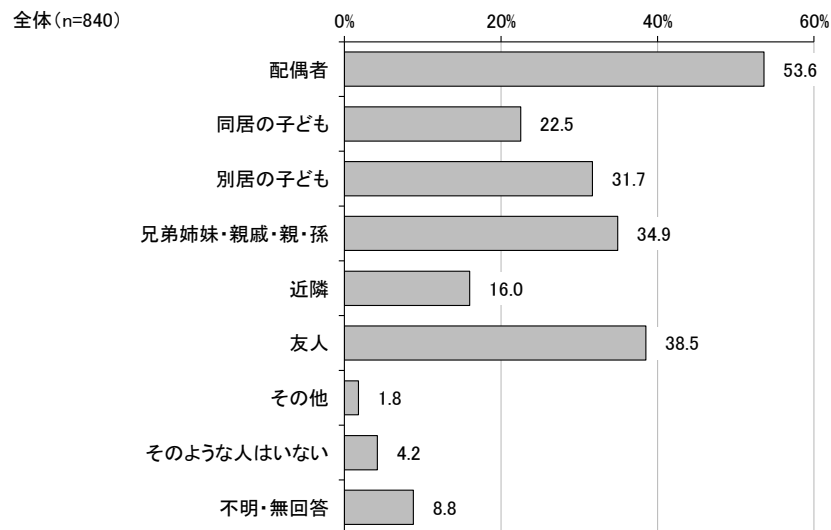
《企画・運営として》



⑤たすけあいについて

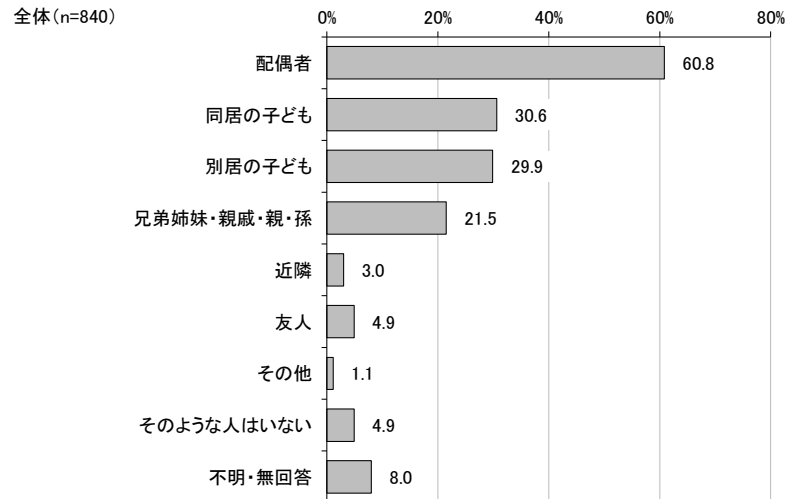
■心配事や愚痴を聞いてくれる人

心配事や愚痴を聞いてくれる人についてみると、「配偶者」が53.6%と最も高く、次いで「友人」が38.5%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が34.9%となっています。



■看病や世話をしてくれる人

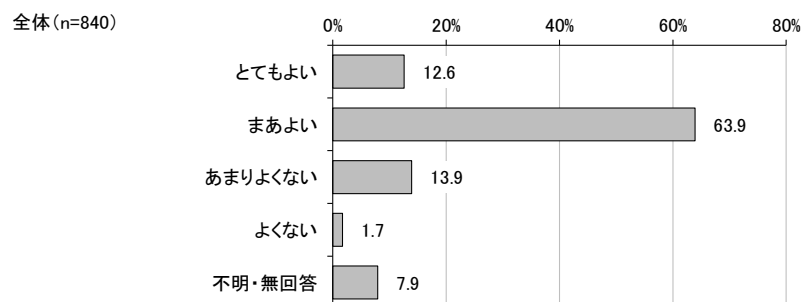
病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人についてみると、「配偶者」が60.8%と最も高く、次いで「同居の子ども」が30.6%、「別居の子ども」が29.9%となっています。



⑥健康について

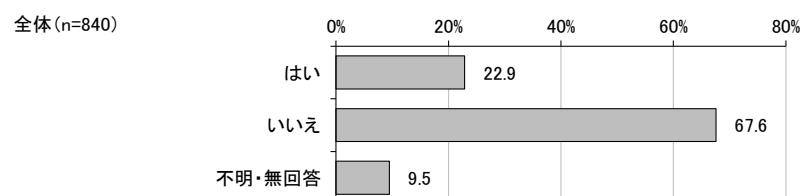
■健康状態

現在の健康状態についてみると、「まあよい」が 63.9%と最も高く、次いで「あまりよくない」が 13.9%、「とてもよい」が 12.6%となっています。



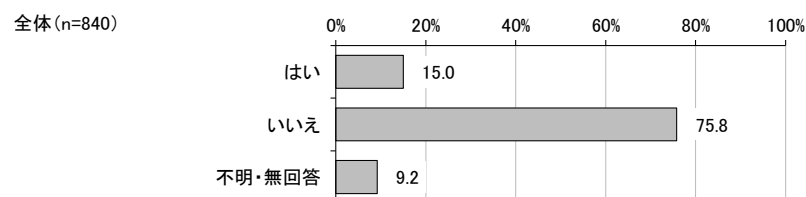
■気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになること

この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがあったかについてみると、「はい」が 22.9%、「いいえ」が 67.6%となっています。



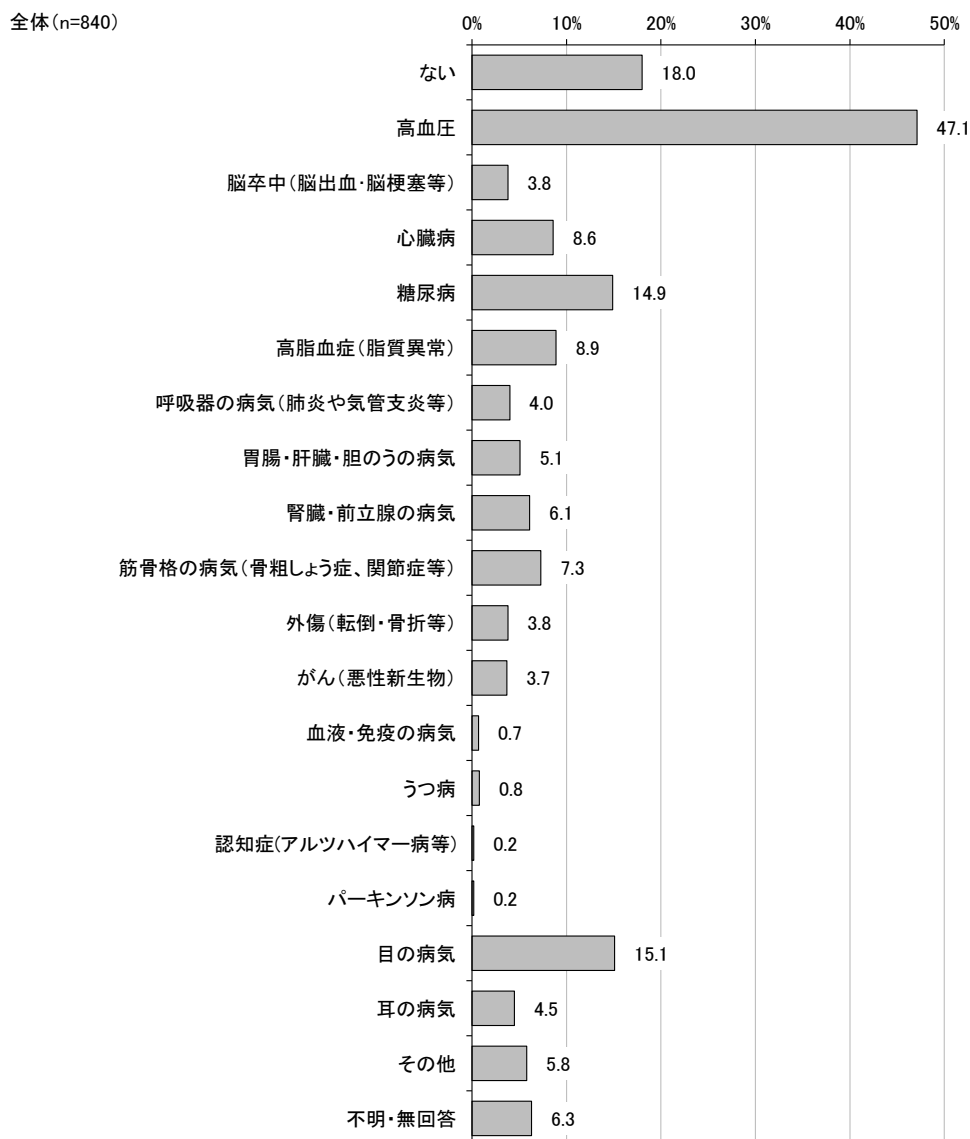
■物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがあるか

この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくあったかについてみると、「はい」が 15.0%、「いいえ」が 75.8%となっています。



■現在治療中、または後遺症のある病気の有無

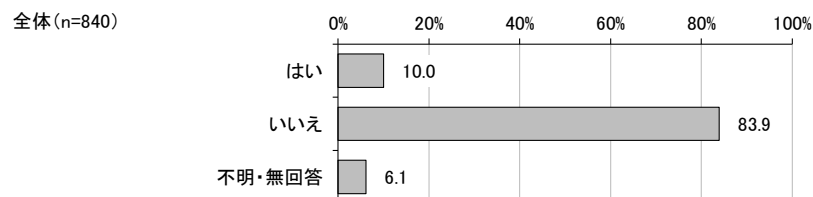
現在治療中、または後遺症のある病気についてみると、「高血圧」が47.1%と最も高く、次いで「ない」が18.0%、「目の病気」が15.1%となっています。



⑦認知症にかかる相談窓口の把握について

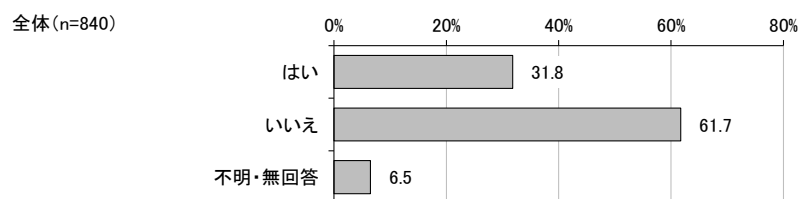
■認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人

自身や家族に認知症の症状があるかについてみると、「はい」が10.0%、「いいえ」が83.9%となっています。



■認知症に関する相談窓口の認知度

認知症に関する相談窓口を知っているかについてみると、「はい」が31.8%、「いいえ」が61.7%となっています。

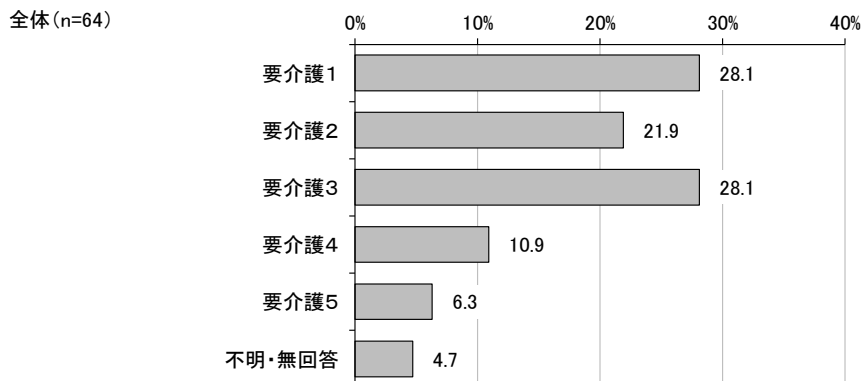


(2) 在宅介護実態調査

①基本属性

■要介護度

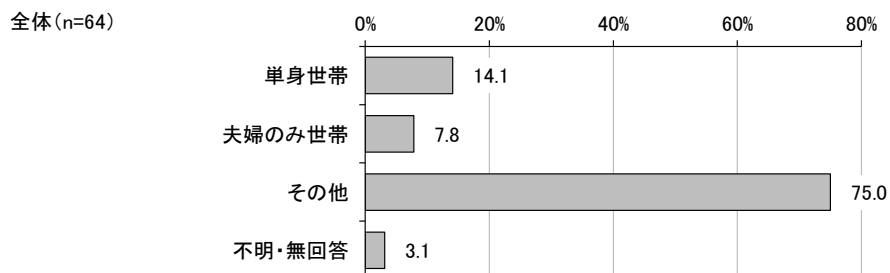
要介護度についてみると、「要介護1」「要介護3」が28.1%と最も高く、次いで「要介護2」が21.9%、「要介護4」が10.9%となっています。



②本人（調査対象者）について

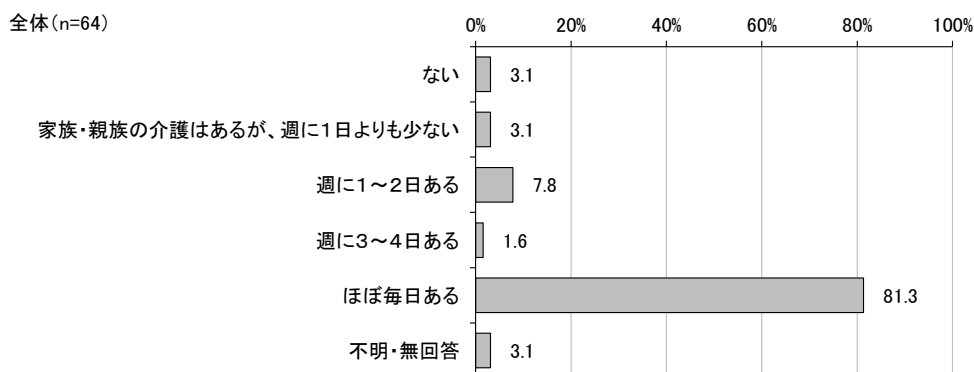
■世帯状況

世帯類型についてみると、「その他」を除き、「単身世帯」が14.1%と最も高く、次いで「夫婦のみ世帯」が7.8%となっています。



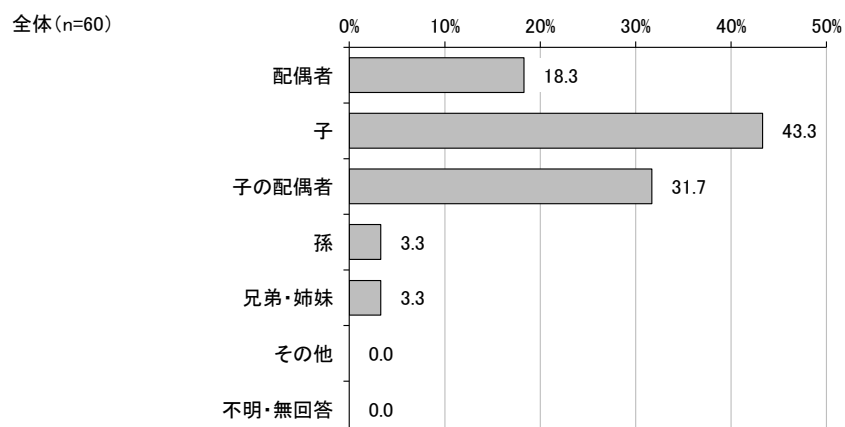
■家族・親族による介護の頻度

家族や親族からの介護の頻度についてみると、「ほぼ毎日ある」が81.3%と最も高く、次いで「週に1～2日ある」が7.8%、「ない」「家族・親族の介護はあるが、週に1日より少ない」が3.1%となっています。

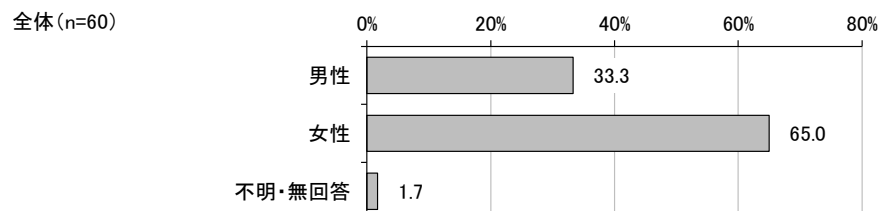


■主な介護者の関係・性別・年齢

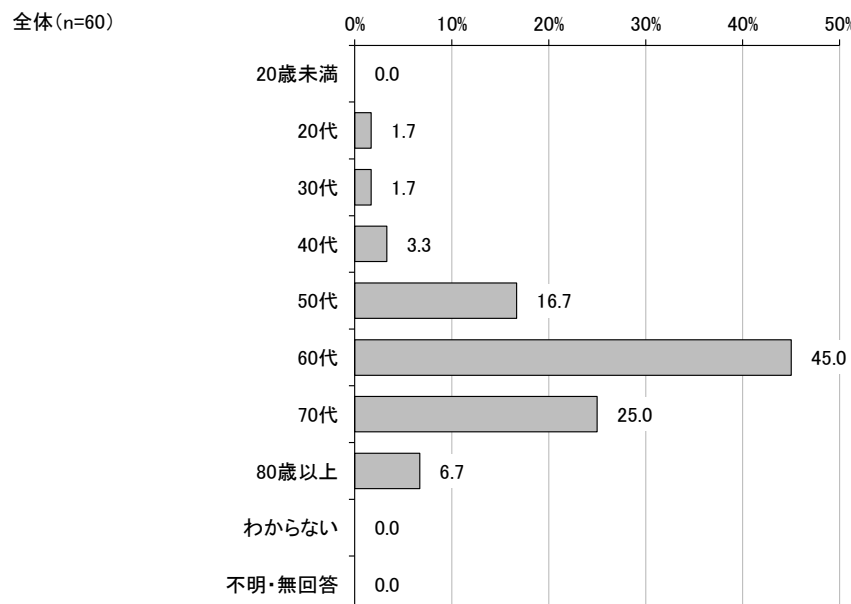
主な介護者についてみると、「子」が43.3%と最も高く、次いで「子の配偶者」が31.7%、「配偶者」が18.3%となっています。



主な介護者の性別についてみると、「男性」が33.3%、「女性」が65.0%となっています。

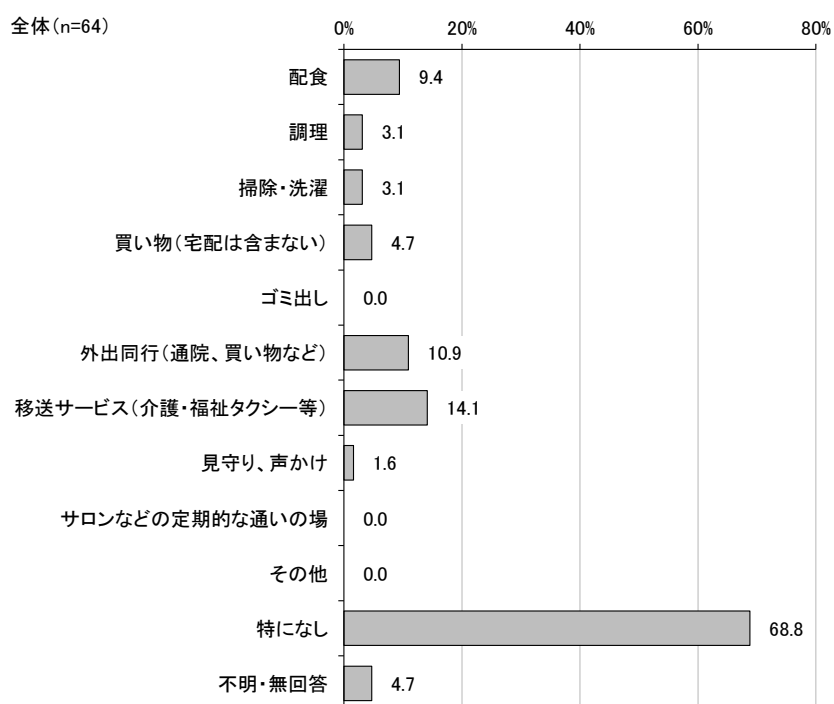


主な介護者の年齢についてみると、「60代」が45.0%と最も高く、次いで「70代」が25.0%、「50代」が16.7%となっています。



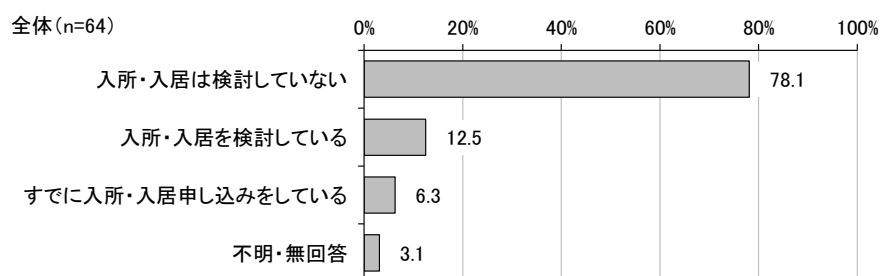
■在宅生活の継続に必要な支援・サービス

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについてみると、「特になし」が 68.8%と最も高く、次いで「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が 14.1%、「外出同行（通院、買い物など）」が 10.9%となっています。



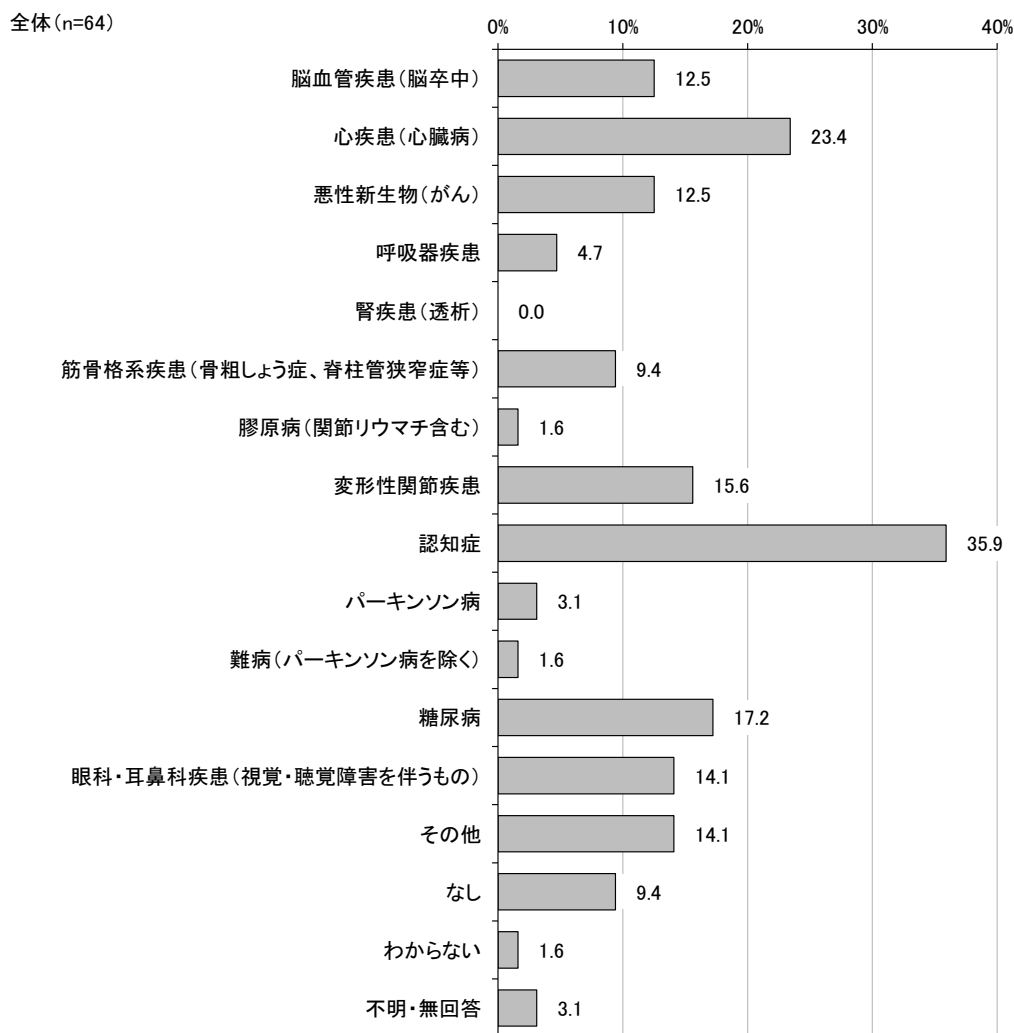
■現時点での、施設等への入所・入居の検討状況

現時点での、施設等への入所・入居の検討状況についてみると、「入所・入居は検討していない」が 78.1%と最も高く、次いで「入所・入居を検討している」が 12.5%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が 6.3%となっています。



■調査対象者が現在抱えている傷病

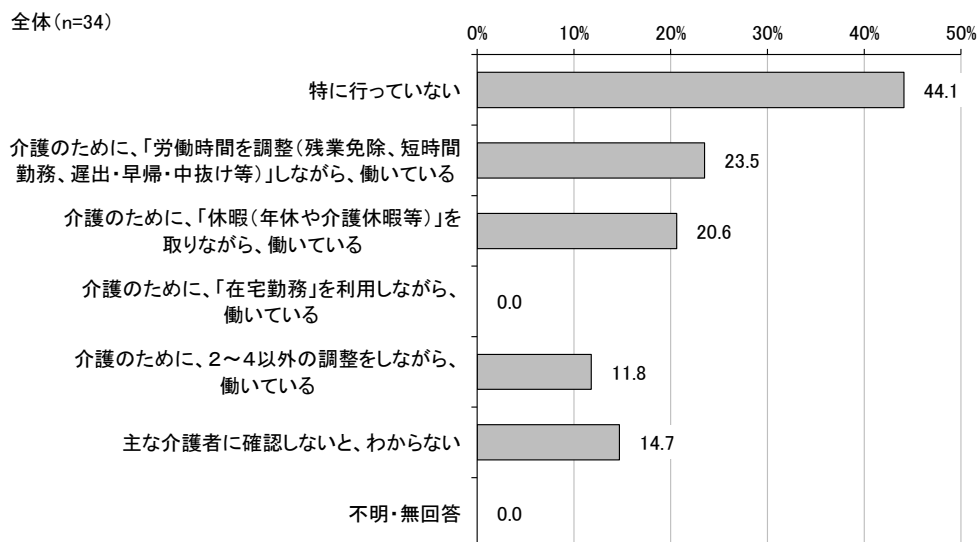
認定調査対象者が現在抱えている傷病についてみると、「認知症」が35.9%と最も高く、次いで「心疾患（心臓病）」が23.4%、「糖尿病」が17.2%となっています。



③主な介護者について

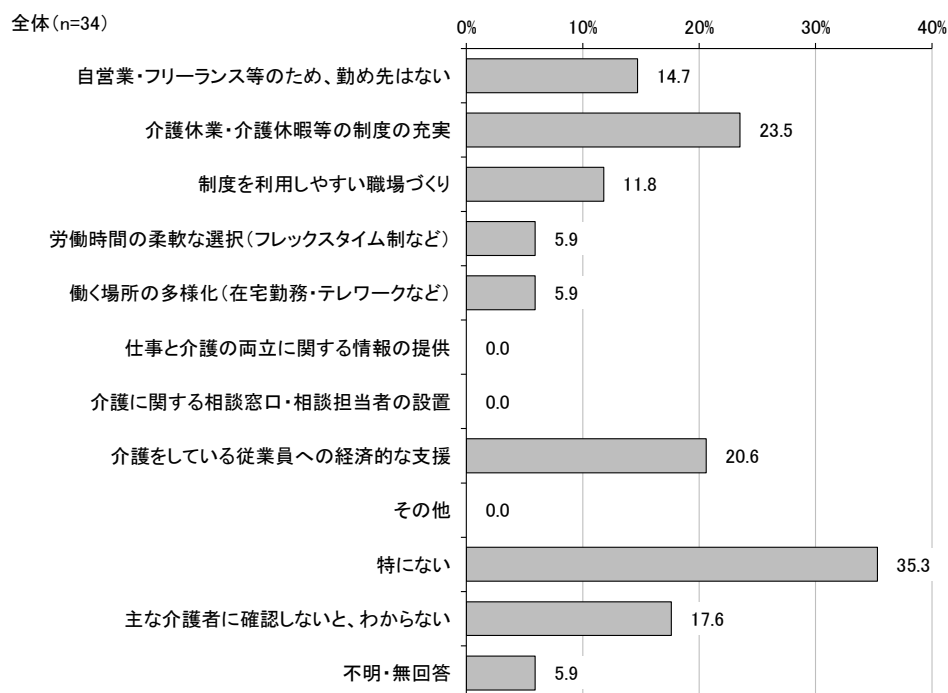
■主な介護者の働き方の調整（フルタイムもしくはパートタイムで働いている介護者）

主な介護者は、介護をするにあたって、働き方の調整等をしているかについてみると、「特に行っていない」が44.1%と最も高く、次いで「介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている」が23.5%、「介護のために、「休暇（年休や介護休暇等）」を取りながら、働いている」が20.6%となっています。



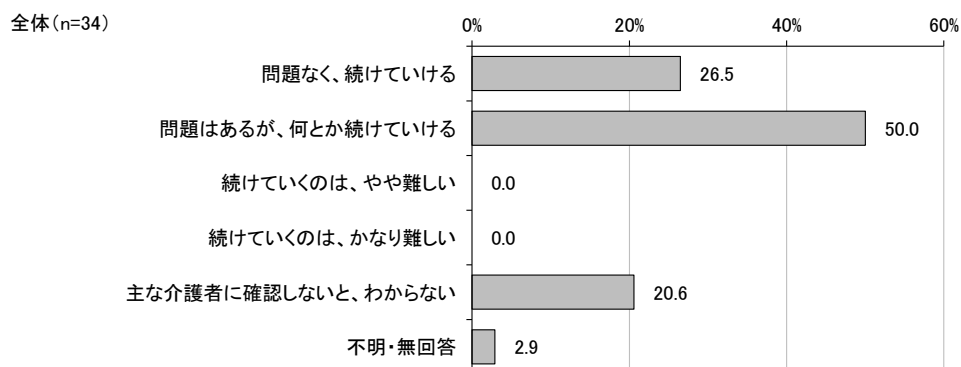
■主な介護者が仕事と介護の両立に効果があると思う勤め先からの支援（フルタイムもしくはパートタイムで働いている介護者）

主な介護者が仕事と介護の両立に効果があると思う勤め先からの支援についてみると、「特にない」が35.3%と最も高く、次いで「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が23.5%、「介護をしている従業員への経済的な支援」が20.6%となっています。



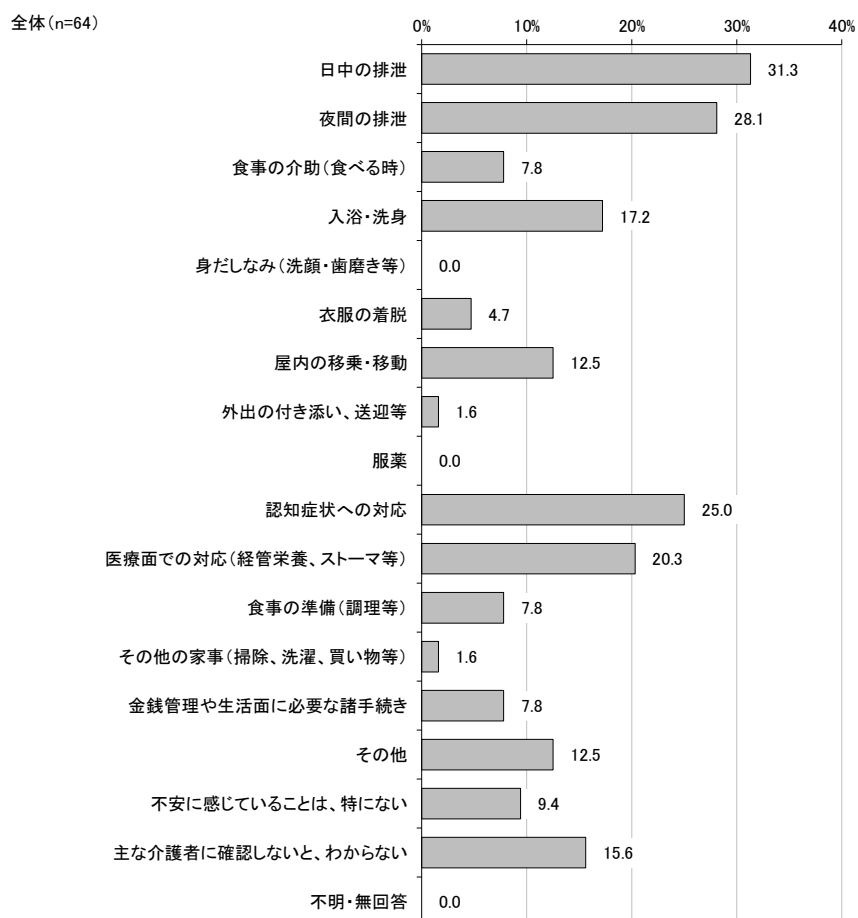
■主な介護者が今後も働きながら介護を続けていけるか（フルタイムもしくはパートタイムで働いている介護者）

主な介護者は、今後も働きながら介護の継続ができるかについてみると、「問題はあるが、何とか続けていける」が50.0%と最も高く、次いで「問題なく、続けていける」が26.5%、「主な介護者に確認しないと、わからない」が20.6%となっています。



■主な介護者が不安に感じる介護の内容

現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護等についてみると、「日中の排泄」が31.3%と最も高く、次いで「夜間の排泄」が28.1%、「認知症状への対応」が25.0%となっています。



第3章 計画の基本的方向

第1節 基本理念

本村の上位計画である「第4次鮫川村振興計画（平成27年度～令和6年度）」では、本村が目指す将来像を『つながりで支え輝く村づくり』とし、保健・医療・福祉分野においては、『健やかで安心なふるさと鮫川』をむらづくりの目標として掲げています。

本計画においても、基本理念については引き続き前計画を継承し、以下のように定めます。

基 本 理 念

いきいきと ともに支え合い 安心して暮らせる村

～村民が世代を超えてつながり支え合い、一人ひとりが輝く村づくり～

第2節 基本目標

計画の基本理念と地域の現状を踏まえた3つの基本目標を定め、本計画を推進していきます。

基本目標1 支え合い、いきいきと健康に暮らせるむら

高齢者が住み慣れた地域で、生きがいをもち、いきいきと安心して暮らせるよう関係機関との連携を推進します。

高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験と知恵を産業の振興や地域活動などに活かすことができるよう、豆で達者な村づくりの推進や活躍の場の提供を図り、高齢者の社会参加や就労支援を促進します。

高齢者一人ひとりが自分の健康状態を把握し主体的に健康づくりを行って行けるよう、健康に対する意識啓発を行います。

高齢者が安全に安心して暮らすことができるよう、在宅福祉サービスの充実を図り、生活環境や住宅環境の整備を推進します。

基本目標2 安心して暮らせるむら

要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく生活続けることができるように、より良い地域包括ケアシステムの構築に向け準備を進めていきます。

高齢者やその家族の様々な相談に対応できるよう、相談・支援体制の充実を図ります。

「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を積極的に行い、高齢者が要介護・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態になっても可能な限り地域で自立した日常生活が営むことができるよう、地域支援事業の整備を推進します。

基本目標３ 安定した介護サービスを受けられるむら

介護を必要とする高齢者がその状態や希望に合ったサービスが安定して受けられるよう、在宅・施設サービスの提供を推進します。特に自分の生まれ育った鯨川村や家庭で生活を送ることができるよう、在宅サービスの充実を図ります。

さらに、適切な介護サービスが十分に提供できるよう、介護サービス提供者との連携を図りながら、多様化する高齢者のニーズに応じた質の高いサービスを提供します。



第3節 施策の体系

本計画の施策の体系を、以下のように設定します。

基本理念	いきいきと ともに支え合い 安心して暮らせる村	
基本目標	施策	事業・項目
1 支え合い、 いきいきと 健康に 暮らせるむら	1. 生きがいづくりの推進	① シルバー人材センターの活用 ② 豆で達者な村づくり ③ 老人クラブ活動支援 ④ 社会学級 ⑤ 村民保養施設「さざり荘」等の運営の充実
	2. 疾病予防・健康づくりの推進	① 住民総合健診事業 ② 生活習慣病重症化予防のための保健事業 ③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 ④ 高齢者インフルエンザ予防接種事業 ⑤ 高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業
	3. 在宅福祉サービスの充実	① 敬老事業 ② 緊急通報装置貸与事業 ③ 訪問理美容サービス事業 ④ 配食サービス事業 ⑤ 生活援助サービス ⑥ 安否確認（80歳以上の一人暮らし高齢者）
	4. 外出支援の充実	① 車いす同乗軽自動車貸出事業 ② 患者送迎巡回サービス事業 ③ 村営バス運行事業 ④ 高齢者等除雪支援事業
	5. 家族介護者支援の充実	① 寝具消毒丸洗い乾燥事業 ② 在宅要介護高齢者紙おむつ給付事業 ③ 在宅高齢者家族慰労金交付事業 ④ 家族介護教室 ⑤ 家族介護交流事業
	6. 住まいに関する支援	① 高齢者居住サービス事業 ② 高齢者向け優良賃貸住宅事業 ③ 高齢者住宅改修助成事業 ④ 養護老人ホーム
	7. やさしい生活環境づくりの推進	① 防災・防犯対策の推進 ② 交通安全対策の推進 ③ 要援護者の災害時支援 ④ 災害や感染症対策の推進
2 安心して 暮らせるむら	1. 介護予防・生活支援の充実と推進	① 訪問型サービス ② 通所型サービス ③ 生活支援サービス ④ 一般介護予防事業 ⑤ 介護予防普及啓発事業（フレイル予防等の推進） ⑥ 効果的・効率的な介護予防事業の推進 ⑦ リハビリテーション専門職による地域づくり支援
	2. 医療・介護連携の推進	① 地域包括支援センターの機能強化 ② 介護予防ケアマネジメント ③ 総合相談支援業務

3 安定した介護サービスを受けられるむら		④ 権利擁護業務 ⑤ 包括的・継続的ケアマネジメント業務 ⑥ 国民健康保険診療所と介護事業所の連携 ⑦ 県南地域退院支援ルールガイドラインの運用の普及啓発 ⑧ 在宅における看取りを推進するために、エンディングノートの活用や ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発 ⑨ 鮫川村在宅医療介護連携推進会議を定期開催し、連携 ⑩ 生活支援体制整備の推進
	3. 地域ケア会議の充実	① 個別地域ケア会議 ② 自立支援型地域ケア会議 ③ 地域包括ケア会議
	4. 認知症施策の推進	① 認知症予防 ② 認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームの体制整備 ③ 認知症サポート体制の充実 ④ 認知症サポーターの養成 ⑤ 認知症キャラバン・メイトの活動の充実 ⑥ 認知症の方とその家族への支援の充実 ⑦ 認知症カフェの充実 ⑧ 相談・支援体制の強化 ⑨ 認知症ケアバスの活用 ⑩ 認知症の本人からの発信支援 ⑪ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症への支援・社会参加支援
	1. 介護保険サービスの現状と見込み	(1) 村内の介護サービス事業者 (2) 介護保険サービスの種類と内容 (3) 介護サービスの利用者の状況 (4) 介護サービス別の利用回数・利用者数の現状と見込み (5) 介護予防サービス別の利用回数・利用者数の現状と見込み
	2. 介護保険事業の円滑な運営	(1) サービス種類別給付費の状況 (2) サービス別給付費の状況 (3) 介護サービスの給付費の見込 (4) 介護予防サービスの給付費の見込 (5) 総給付費等の推計 (6) 介護保険料の算定 (7) 所得段階別保険料 (8) 介護給付費の適正化

第4章 施策体系の展開

基本目標1 支え合い、いきいきと健康に暮らせるむら

1. 生きがいがづくりの推進

高齢者が地域においていきいきと活動できるよう、地域における活動の場や就労する機会の拡充を図り、一生涯現役の高齢者を支援します。

また、スポーツやレクリエーションは、健康の保持・増進を図るために重要な役割を果たすだけでなく、活動を通じて社会との結びつきが保たれます。そのため、高齢者のニーズに対応した講座やイベントなどの充実に努めるとともに、各種団体の自主的なスポーツやレクリエーション活動を支援していきます。

■事業・取り組み

事業	取り組み内容
①シルバー人材センターの活用	シルバー人材センターでは就労を通じて、生きがいと社会参加、そして健康で働く意欲のある高齢者を会員とし、事業所や一般家庭等から臨時的・短期的な仕事を引き受け、会員の希望と経験・能力に応じて仕事を紹介しています。 今後もシルバー人材センターの取り組みについて、事業主や村民への普及、啓発を実施し、高齢者の就労機会の確保を図ります。
②豆で達者な村づくり	本村では高齢者に大豆の生産を奨励し、生きがいや就労への意欲を促進しています。また、高齢者が農産物直売所「手・まめ・館」に出荷する農業生産者となり、生産意欲が高まっています。 今後も農業技術の向上や高齢者の体力や健康状態に配慮し、就労支援に努めます。
③老人クラブ活動支援	老人クラブでは、福祉活動への参加促進や健康を進める運動、友愛活動、一斉奉仕活動、ニュースポーツ等様々な活動を行い、生きがいがづくりや健康づくりを推進しており、村では老人クラブ活動に補助金を交付しています。 今後も高齢者が長年培った知識・経験・技術を活かした社会貢献などを行う団体として、老人クラブ活動の活発化を図ります。
④社会学級	60歳以上の村民を対象に、創作活動、教養講座などを開催し、高齢者の多様なニーズに対応した学習機会を提供しています。 今後も高齢者の趣向や価値観を的確に対応し、講座の充実及び自発的な学習活動の促進などに努めていきます。
⑤村民保養施設「さざり荘」等の運営の充実	村民の健康増進、教養の向上やレクリエーションのための便宜を供与するため、村民保養施設「さざり荘」及びゲートボール場を設置しています。 さらなる利用促進に向け、充実した施設の運営に努めます。

■数値目標（令和5年度は見込値）

項目	単位	実績値			目標値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
シルバー人材センター 会員数	人	42	40	41	41	41	41
シルバー人材センター 受注件数	件	285	270	278	278	278	278
シルバー人材センター 補助金	円	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000
豆で達者な村づくり 大豆生産者数	人	50	51	46	49	49	49
老人クラブ活動支援 クラブ数	クラブ	6	6	6	6	6	6
老人クラブ活動支援 会員数	人	410	385	351	340	335	330
社会学級 講座実施回数	回	1	6	6	6	6	6
社会学級 開催地区数	地区	4	12	12	12	12	12
社会学級 参加延べ人数	人	50	253	272	263	263	263
村民保養施設「さざり荘」 高齢者の利用者数	人	17,091	19,739	22,000	22,500	22,750	23,000
村民保養施設「さざり荘」 送迎バス利用日数	日	0	1	4	4	4	4
村民保養施設「さざり荘」 送迎バス利用者数	人	0	15	50	50	50	50
村民保養施設「さざり荘」 ゲートボール場の利用日数	日	34	56	47	52	52	52
村民保養施設「さざり荘」 ゲートボール場の利用者数	人	372	518	733	750	750	750

2. 疾病予防・健康づくりの推進

高齢化の急速な進展に伴い、がん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病が疾病全体に占める割合が増加しています。予防が可能である生活習慣病の発症・重症化の流れを見ると、不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣により摂取エネルギーが超過して内臓脂肪が蓄積され、やがて高血糖、高血圧、脂質異常となり生活習慣病の発症につながります。生活習慣が改善されないまま、これらの疾患が自覚症状なく重症化し、虚血性心疾患、脳血管疾患の発症から介護状態へと経過をたどることで医療費、介護給付費が高額になります。自覚症状がない生活習慣病の重症化を予防するため、特定健診、後期高齢者健診、各種がん検診、骨粗鬆症検診、歯周病検診等を行うとともに受診勧奨し、生活習慣の改善や早期に必要な治療につなげます。

さらに、令和2年度からの高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施では、①国保の保健事業と後期高齢者保健事業の一体的実施、②保健事業と介護予防の一体的実施、③広域連合と市町村の一体的実施を行うこととされています。高齢者の心身の健康状態にきめ細やかに対応するためには、健診や健康相談等の保健事業と介護予防事業を一体的に実施することが求められています。そのため、実施に当たっては、KDB（国保データベース）等を活用しながら、個人の健康状態を把握し、重症化予防の保健指導や健診への受診勧奨、通いの場での専門職による健康相談・指導に活用します。

■事業・取り組み

事業	取り組み内容
①住民総合健診事業	高齢者の健康維持・増進のため、特定健診（40歳以上74歳まで）や後期高齢者健診（75歳以上）、各種がん検診、骨粗鬆症検診、歯周病検診の受診を推進しています。75歳以上の後期高齢者については、結核、喀痰、胃がん、大腸がん、前立腺がん、肝炎の検診の受診者負担を無料としています。今後も健康の維持や疾患の予防、早期発見のために受診勧奨や、送迎バスの運行を継続し、受診率の向上を図ります。
②生活習慣病重症化予防のための保健事業	国保と後期の保健事業を接続させ、健診等のデータを活用して、高血圧、心房細動、脂質異常症、糖尿病、メタボ2項目以上、CKD等科学的根拠のもと重症化予防対象者を抽出し、その対象者を重症化させないために、体で起こっていること、放置するとどうなるのか、生活習慣の改善によりリスクを減少させる方法、治療が必要な者、治療中断者、コントロール不良者への受診勧奨、保健指導及び栄養指導等を途切れることなく支援していきます。
③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	高齢者の心身の多様な特性や健康課題に対応し、KDBシステムを活用し、健診、医療、介護レセプトデータの分析による健康課題の情報提供及び検討、対象者を明確にした重症化予防、さらに重要化予防及びフレイル予防等の健康教育・相談等を担当部局と連携し一体的に推進していきます。 ①ハイリスクアプローチ 75歳以上に対しても保健事業及び介護予防事業が一体的に途切れることなく支援をするため、本村では、一体的実施を推進するための特別調整金を活用し、令和2年度から取り組みを始めました。健診有所見者への重症化予防と糖尿病重症化予防に取り組んでいます。 ②ポピュレーションアプローチ 筋力づくり教室やサロン等の通いの場で、保健師、管理栄養士等による健康教育、健康相談を担当部局と連携して、介護予防の運動メニュー等に加えています。内容は、主に健診結果、重症化予防、フレイル予防、食事、服薬等の普及に努めます。なお、ハイリスクの対象者が通いの場に参加している場合は、個別で対応し、必要に応じ受診勧奨や介護サービス等につないでいきます。

事業	取り組み内容
④高齢者インフルエンザ予防接種事業	65 歳以上等の接種希望者に対し、インフルエンザの発病、重症化や合併症の防止、まん延の予防をするため、高齢者のインフルエンザの予防接種を促進する事業です。村では、高齢者のインフルエンザ予防接種を勧奨し、年 1 回に限り接種料金の負担をしています。今後も引き続き、高齢者の健康づくりの支援をします。
⑤高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業	村では、肺炎球菌ワクチンの接種を県内医療機関に委託し、対象者（年度内に 65 歳に到達する方かつ、過去に接種歴がない方）に接種料金の負担をしています。

■数値目標（令和 5 年度は見込値）

項目	単位	実績値			目標値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
高齢者インフルエンザ予防接種事業 利用件数	件	716	697	672	680	690	700
高齢者インフルエンザ予防接種事業 接種率	%	52	50	48	51	53	55

3. 在宅福祉サービスの充実

高齢者が安心・安全に可能な限り自宅で自立した生活を送れるよう、日常生活の支援に関する各種サービスの周知啓発を図ります。また、各種訪問サービスを提供し、安否確認につなげるとともに、緊急通報装置の設置促進により、緊急時の適切かつ迅速な対応に努めます。

また、生活支援コーディネーターや協議体、事業所が連携しながら地域のニーズ・資源等を把握し、地域の実情に応じて、多様なサービスを検討します。

■事業・取り組み

事業	取り組み内容
①敬老事業	敬老の日に係る行事として、75 歳以上の高齢者を対象に「敬老会」を開催しています。また、高齢者に敬意を表するとともに長寿を祝うことを目的として、80 歳以上の方を対象に敬老祝金の交付や白寿、百歳賀寿の祝金を交付しています。 今後も 90 歳以上の高齢者については、友愛訪問をしながら手渡しとし、80 歳以上 89 歳までの高齢者へは、敬老会開催時に交付していきます。
②緊急通報装置貸与事業	一人暮らし高齢者や一人暮らしの重度身体障害者の日常生活における不安感の解消と、急病や災害等の緊急時に、迅速に救急車や民生委員、親族等に連絡がとれるよう、緊急通報装置等の貸与を行っています。設置にあたって民生委員、近隣住民などの協力員を必要としています。 今後も事業の周知に努め、緊急時の連絡体制が整っていない世帯には、事業の導入を促進します。
③訪問理美容サービス事業	一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で老衰、心身の障害や傷病で一般の理美容サービスを受けることが困難である高齢者に、居宅で手軽に訪問理美容サービスを 1 人当たり年 6 回限度に受けることができる事業です。 この事業は、指定事業者へ委託をしています。今後も対象者を的確に把握し、事業者の理解と協力を得ながら、支援の継続を図ります。
④配食サービス事業	一人暮らし高齢者の希望により、栄養のバランスのとれた食事を自宅に定期的にお届けし、利用者の安否確認を行っています。この事業は、社会福祉協議会が実施し、今後も継続していきます。
⑤生活援助サービス	村に住所を有する 65 歳以上の一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の方で、①～③のすべての要件を満たす世帯が、日常生活上必要と認められる生活援助サービスを受けられます。（①在宅の方、②日常生活上の援助を必要とする方、③その他村長が必要と認めた方）ただし、介護保険法の給付を優先します。
⑥安否確認（80 歳以上の一人暮らし高齢者）	一人暮らし高齢者であって、80 歳を超える方について定期的な訪問（2 週間に 1 度程度）し安否確認をします。日常生活上の困りごとや、介護が必要な状況と判断された場合には地域包括支援センターと連携し、関係機関へつなぐ役割も担っています。

■数値目標（令和5年度は見込値）

項目	単位	実績値			目標値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
敬老事業（80歳以上89歳まで） 支給者数	人	352	335	322	310	298	286
敬老事業（80歳以上89歳まで） 支給金額（5,000円/人）	円	1,760,000	1,675,000	1,610,000	1,550,000	1,490,000	1,430,000
敬老事業（90歳以上99歳まで） 支給者数	人	125	125	119	113	107	101
敬老事業（90歳以上99歳まで） 支給金額（10,000円/人）	円	1,250,000	1,250,000	1,190,000	1,130,000	1,070,000	1,010,000
敬老事業（100歳以上） 支給者数	人	3	5	5	4	5	5
敬老事業（100歳以上） 支給金額（30,000円/人）	円	90,000	150,000	150,000	120,000	150,000	150,000
敬老事業（白寿祝金（満99歳）） 支給者数	人	5	0	1	3	3	3
敬老事業（白寿祝金（満99歳）） 支給金額（30,000円/人）	円	150,000	0	30,000	90,000	90,000	90,000
敬老事業（合計） 支給者数	人	485	465	447	430	413	395
敬老事業（合計） 支給金額	円	3,250,000	3,075,000	2,980,000	2,890,000	2,800,000	2,680,000
緊急通報装置貸与事業 利用件数	件	5	5	5	5	5	5
訪問理美容サービス事業 利用者数	人	0	0	0	0	0	0
配食サービス事業 利用者数（実人員）	人	2	8	9	9	9	9
生活援助サービス 利用者数（実人員）	人	1	2	2	2	2	2
生活援助サービス 派遣延べ時間	時間	52	74	87	88	88	88
安否確認（80歳以上の一人暮らし 高齢者）利用者数（実人員）	人	23	22	19	21	21	21

4. 外出支援の充実

今後も高齢者の活躍・交流の場の確保を図っていくため、交通事故防止と高齢者が運転免許証返納後も自由に通院や買い物、介護予防活動に参加できるよう、関係機関と連携し、軽自動車の貸し出しや送迎サービス、村民バスの運行・利用促進に向けた周知啓発を図ります。

今後も、利用者のニーズを踏まえ、さらなる利便性の向上を図り、高齢者の移動手段の確保に努めます。また、冬期間において外出等を妨げる除雪支援も継続して行います。

■事業・取り組み

事業	取り組み内容
①車いす同乗軽自動車貸出事業	自力での歩行が困難な高齢者や重度の身体障害者、知的障害者に対し、外出を支援するために車いす同乗軽自動車の貸出しをする事業です。この事業は、誰もがいきいきと暮らすことができる障壁のない社会の構築に寄与し、健康で生きがいのある長寿・福祉社会づくりを図ることを目的としています。 今後は、利用者数が少ないことから、事業の周知を図り、在宅の日常生活を送るための事業として、利用の促進に努めます。 村では、社会福祉協議会へ委託しています。
②患者送迎巡回サービス事業	村国保診療所への通院に際し、自力で通院することが困難な高齢者などの送迎サービスを実施しています。運行は、週5回（月曜日～金曜日）とし、通院のためのみならず、公共施設への巡回を基本に利用者の要望に対応しています。この事業は、村民の日常生活の利便性を図り、生活支援を目的としています。 今後も村民の有効な交通手段として継続していきます。
③村営バス運行事業	村民の福祉の増進のため、鮫川から棚倉間を村営バス「あおぞら号」を週6日運行しています。高齢者のうち村内に住所を有する70歳以上の方は使用料の全額を免除、身体障害者手帳、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は使用料の8割を免除して、利用者の負担軽減や利用の促進を図っています。 また、デマンド交通の実証事業を令和5年11月から開始し、今後本運行にむけて協議を重ねていきます。
④高齢者等除雪支援事業	除雪が困難な一人暮らし高齢者等に対し、自立した生活を可能とするとともに冬期間の生活の安定を図るため、除雪事業を実施しています。申請手続きのための訪問を民生児童委員協議会に依頼し、地域の協力体制の推進を図っています。 この事業は、シルバー人材センターへ委託して実施し、今後も継続していきます。

■数値目標（令和5年度は見込値）

項目	単位	実績値			目標値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
車いす同乗軽自動車貸出事業 延べ利用者数	人	5	10	12	13	13	13
患者送迎巡回サービス事業 延べ利用者数	人	1,508	1,561	1,510	1,520	1,520	1,520
高齢者等除雪支援事業 登録者数	人	20	20	29	30	30	30
高齢者等除雪支援事業 利用者数（実人員）	人	0	10	20	15	15	15

5. 家族介護者支援の充実

家族介護者は、日常生活全般の多岐にわたる世話を行っています。そのため、長期にわたる家族の介護が適切に行われるよう、さらに家族の負担が大きくならないよう、様々な面から介護者の支援を充実します。

また、家族の心身の負担軽減や介護者が一人で不安や悩みを抱え込まないよう、家族介護者同士の交流の場や相談窓口の周知に取り組みます。

■事業・取り組み

事業	取り組み内容
①寝具消毒丸洗い乾燥事業	要介護認定3以上の高齢者に対し、年1回対象者の寝具等の消毒、丸洗い、乾燥を業者に委託して行う事業です。 今後も引き続き、実施していきます。
②在宅要介護高齢者紙おむつ給付事業	おむつを使用している高齢者、要介護認定3以上の在宅で生活している高齢者、認知症により要介護2の認定を受け、在宅で生活している高齢者を対象に、月額5,000円を限度に紙おむつの給付を実施しています。この事業は、高齢者及び家族の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図ることを目的としています。 今後も引き続き、実施していきます。
③在宅高齢者家族慰労金交付事業	在宅高齢者で99歳に達した高齢者と同居している家族を対象に、慰労金100,000円を交付します。（高齢者が3年以上介護保険サービスを利用していた場合は、50,000円とする。）この事業は、高齢者と同居し、高齢者を常時介助している家族の功労を称えとともに福祉の増進を図ることを目的としています。 今後も引き続き、実施していきます。
④家族介護教室	高齢者を介護する家族等に対し、適切な介護知識や介護技術の普及及び習得することを目的に開催する事業です。 事業の実施回数を増やし、今後も多くの参加者が得られるよう、事業の周知に努め、利用の促進を図ります。
⑤家族介護交流事業	家族介護者相互の交流を図るとともに介護による身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的に開催する事業です。

■数値目標（令和5年度は見込値）

項目	単位	実績値			目標値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
寝具消毒丸洗い乾燥事業 利用者数	人	11	19	13	14	14	14
在宅要介護高齢者紙おむつ給付事業 利用者数	人	38	41	32	37	37	37
在宅高齢者家族慰労金交付事業 対象者数	人	1	4	0	3	3	3
家族介護教室 実施回数	回	0	1	2	2	2	2
家族介護教室 参加人数（延べ）	人	0	10	20	20	20	20
家族介護交流事業 実施回数	回	0	1	1	1	1	1
家族介護交流事業 参加人数（延べ）	人	0	10	11	11	11	11

6. 住まいに関する支援

本村に住む高齢者のほとんどが持ち家となっていますが、家屋の老朽化などにより居住が困難な高齢者や一人暮らしの生活に不安を感じる高齢者がいることから、高齢者住宅の確保、高齢者の住む住宅改修の促進を図り、安心して住み続けられる住まいの確保が必要です。

今後、在宅での生活が困難になった方や低所得等の理由により施設入所が難しい高齢者が安心して暮らせるよう、様々な施設やサービスを提供します。また、高齢者一人ひとりの状況に応じた暮らしが送れるよう、県や近隣市町との情報共有と窓口相談を中心とした情報提供の充実に取り組みます。

■事業・取り組み

事業	取り組み内容
①高齢者居住サービス事業	60 歳以上の一人暮らしの方、夫婦のみの世帯に属する方または家族による援助を受けることが困難な者であって、独立して生活することに不安のある方に、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する事業です。 この事業は、高齢者総合福祉センターの「ひだまり荘」居住棟を高齢者に提供し、高齢者が安心して健康で明るい生活が送れるよう支援することを目的としています。 村では、事業の一部を社会福祉協議会へ委託しています。
②高齢者向け優良賃貸住宅事業	村では、平成 23 年度の高齢者の居住の安全確保に関する法律の一部改正に基づき、高齢者に適した良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅を提供しています。この事業は居住機能を提供する事業です。 村では、事業の一部を社会福祉協議会へ指定管理者として運営を委託しています。
③高齢者住宅改修助成事業	75 歳以上の高齢者が自宅で転倒等により要介護や要支援状態とならないよう住宅を改修する方に、住宅改修費用一部を改修資金として助成する事業です。 今後も引き続き、手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替えなど、高齢者が住みやすい住居づくりを支援します。
④養護老人ホーム	65 歳以上の方で、環境上の理由及び経済的理由により自宅において養護を受けることが困難な高齢者を村の措置により入所させ、その方が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う施設です。 要介護認定を受けた養護老人ホームの入所者は、施設が養護老人ホームのまま介護保険上の外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けたうえで、介護保険の居宅サービスを利用することができます。養護老人ホームは、高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律において虐待を受けた高齢者の受け皿となる施設のひとつとして位置づけられており、措置施設としての役割が期待されています。 本村には施設がないことから、関係施設との調整を図るとともに、利用希望者の実態を把握し、適切な入所措置を円滑に進めます。

■数値目標（令和5年度は見込値）

項目	単位	実績値			目標値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
高齢者居住サービス事業 利用者数（実人員）	人	1	1	3	1	2	2
高齢者向け優良賃貸住宅事業 利用者数（実人員）	人	4	5	5	6	6	6
高齢者住宅改修助成事業 利用件数	件	8	8	8	9	9	9
養護老人ホーム（藤井ハイムやみ ぞ埦町） 利用者数	人	1	2	2	2	2	2
養護老人ホーム（藤井ハイムやみ ぞ埦町） 措置費	円	2,552,220	4,877,182	4,724,000	4,900,000	4,900,000	4,900,000

7. やさしい生活環境づくりの推進

近年の集中豪雨による自然災害の増加等も踏まえ、令和3年の災害対策基本法の改正により、災害発生時に自ら避難することが困難で、避難時に支援を必要とする避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務となっています。

今後、地域においてハードとソフトの両面から高齢者の安全・安心を守る取り組みの充実を図っていきます。また、新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行したものの、依然として地域活動等への影響が懸念されることから、引き続き地域や関係機関と連携し、感染症対策の徹底に取り組みます。

■事業・取り組み

事業	取り組み内容
①防災・防犯対策の推進	高齢者等いわゆる要配慮者の災害予防については、消防署、民生児童委員など関係機関との連携を強化しながら、緊急時の情報伝達や避難誘導、救助体制の充実を図ります。特に一人暮らし高齢者や認知症高齢者等の実態把握に努め、個人の身体状況や生活状況に応じた情報伝達・避難誘導体制づくりに努めます。 また、振り込め詐欺などをはじめ高齢者が犯罪の対象となるケースが多発しており、その手口も多様化してきています。高齢者が犯罪に巻き込まれることがないように、相談窓口や権利擁護支援の充実、警察のSOSネットワークシステムとの連携強化を図り、未然防止に努めます。
②交通安全対策の推進	高齢者が交通事故に遭うことなく、安全に日常生活を営むことができるよう、すべての村民に対する交通安全意識の啓発が必要であるとともに、高齢者自身が加害者にならないために、加齢に伴う身体機能の低下が歩行者・運転者としての行動に及ぼす影響を周知し、高齢者自身の交通安全意識の高揚を図ります。
③要援護者の災害時支援	災害時やそのおそれがある場合に家族等の支援が困難で何らかの支援を必要とする高齢者等が、災害時等における支援を地域の中で受けられ、安心安全に暮らすことができるようにするため、災害時要援護者（避難行動要支援者）の登録をお願いしています。登録された高齢者等（要援護者）においては、近隣協力者との情報を共有し、災害等の発生時等には、村の地域防災計画に基づき、災害対策本部が設置され、避難所を開設した場合には、行政区長、民生児童委員、消防団などに支援を要請することとしています。 今後は、鯉川村福祉避難所運営マニュアルを参考にし、感染対策に努めるとともに、支援体制や対応計画の整備を図ります。
④災害や感染症対策の推進	近年の様々な自然災害や新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症の流行を踏まえ、事前の備えを充実させるとともに、緊急時の体制整備を各関係機関と連携し進めます。 また、現在は日常生活も戻ってきており、今後も介護状態にならないためにも、感染症対策を行いながら、介護予防事業を進めていくことが重要です。 また、地域の通いの場やサロン等の介護予防交流拠点の防災力向上にも取り組んでいきます。

基本目標2 安心して暮らせるむら

1. 介護予防・生活支援の充実と推進

高齢者の自主的な介護予防活動の支援や介護予防に関する知識の普及・啓発を行い、要支援・要介護状態になることを予防します。

また、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金を活用し、介護予防及び重症化防止に関する取り組みを推進します。

さらに、介護予防の効果のさらなる向上や高齢者の社会参加の促進を目的として、通いの場への参加促進や介護予防の充実により、地域リハビリテーションの促進に取り組みます。

■事業・取り組み

事業	取り組み内容
①訪問型サービス	総合事業での対象者のサービスとして、訪問型サービス事業所を村で指定しています。今後は地域の実情に合わせて新たなサービスを構築します。
②通所型サービス	総合事業での対象者のサービスとして、通所型サービス事業所を村で指定しています。今後は地域の実情に合わせて新たなサービスを構築します。
③生活支援サービス	生活支援コーディネーターや協議体の自主活動を支援すると共に、住民主体の多様なサービスを支援し、併せてサービスにアクセスしやすい環境整備も進め、今後は地域の実情に合わせて新たなサービスを構築します。
④一般介護予防事業	介護予防は、高齢者本人へのアプローチだけでなく、生活環境の調整や、地域の中で生きがいをもって生活できるような居場所づくりなど、高齢者を取り巻く環境へのアプローチが必要です。高齢者が身近な通いの場に参加することで、孤立や閉じこもりを予防し、人とのつながりを保ち、継続的に介護予防や健康づくりに取り組むことができるように高齢者が活躍できる通いの場の充実や多様な主体が連携し地域づくりを推進します。 村では、住民主体の「いきいき百歳体操」の通いの場を村内に展開し、人々とのつながりを通して参加者が継続的に通いの場に通うことができるような地域づくりを推進しています。また、若い世代から高齢者までの健康づくりと介護予防を一体的に進めることで、疾病予防と共に要介護状態等なることの予防、要介護度の軽減や悪化防止を推進します。この事業は、住民主体の自主グループの活動であり、自助・互助の精神に基づき自主的な地域づくりの取り組みです。効果としては生活機能・運動機能、心理・社会機能の維持向上を図ることです。 今後は支援体制の整備とともに、PDCA サイクルに基づき検証しながら進めます。
⑤介護予防普及啓発事業（フレイル予防等の推進）	地域資源を活かしたフレイル予防の取り組みとして高齢者を対象とした介護予防に関する教室や健康づくりのための教室を開催すると共に、高齢者の閉じこもりや生活不活発を予防するため、健康維持に必要なパンフレットの配布等、普及啓発をします。また、社会参加を促す様々な事業、就労支援、ボランティア活動等との連携を図ります。

事業	取り組み内容
⑥効果的・効率的な介護予防事業の推進	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するためには若い世代と一緒に楽しむ場を持ち、ソーシャルキャピタル（人々のつながりが多く助け合いや協調行動が盛んであること）が豊かな地域を目指すために効果的・効率的に多くの方に参加してもらえるような普及啓発方法の検討や地域活動組織の育成・支援が必要です。今後もより多くの地区民と高齢者が積極的に参加、協力したいと思えるようなメニューの提供や講師派遣等を継続し、行政区主催の事業を共催として支援します。 また、通いの場等の活動に参加しなくなった高齢者の把握や専門職による効果的な支援を行います。通いの場に参加する個人の健康状態、生活機能、運動機能、心理・社会機能の経年変化や通いの場の効果分析をし、事業評価を「PDCA サイクル」に沿って推進し、各関係機関との連携や専門職による定期的な関与などを通して、個人の効果を検証し高齢者の QOL の向上を図ります。
⑦リハビリテーション専門職による地域づくり支援	引き続き、リハビリテーション専門職等を積極的に活用していきます。また、多様な専門職（リハビリテーション専門職、管理栄養士、歯科衛生士等）による地域づくり支援を充実します。

※フレイルとは、病気や老化による心身の衰え、社会生活の変化などによって心身・生活・社会的な機能が低下し（虚弱）、要介護状態に近づくこと。

■数値目標（令和5年度は見込値）

項目	単位	実績値			目標値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
「筋力づくり教室」実施回数	回	38	63	84	84	84	84
「筋力づくり教室」登録人数	人	108	112	106	110	110	110
「筋力づくり教室」延べ参加者数	人	469	574	972	990	990	990
「筋力づくり教室」回数達成率	%	63	75	100	100	100	100
「筋力づくり教室」登録人数達成率	%	103	102	96	100	100	100
「筋力づくり教室」参加率	%	50	58	98	100	100	100
「いきいき百歳体操」グループ数	グループ	7	6	6	7	7	7
「いきいき百歳体操」登録人数	人	128	123	88	90	90	90
「いきいき百歳体操」（週1回）グループ数	グループ	5	5	5	5	5	5

※身近な通いの場：「筋力づくり教室」「いきいき百歳体操」「サロン」等

※「いきいき百歳体操」とは週に1回から2回、3か月以上行うエビデンスの認められた体操です。住民4人以上のグループで、DVD【スペシャル版】の映像を視聴し、おもりをつけてゆっくり体操します。準備体操・5種類の筋力づくり体操・整理体操を39分実施します。椅子から立ち上がることができれば、元気な高齢者、虚弱な高齢者どなたでもできる体操です。グループ結成やDVD視聴環境は住民が担い、行政や専門職は必要な支援をしています。

2. 医療・介護連携の推進

本村では、医療ニーズや介護ニーズを併せ持つ慢性疾患、認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、当該高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むよう体制の整備を図るとともに、国保診療所を含めた医療機関や郡内町村と協働して、在宅医療・介護連携の実施に係る体制の充実を図ります。

今後は、令和 22 年を見据えた、中長期的なサービス基盤・人的基盤の整備をはじめ、多様な生活課題に対応できるよう、総合的な相談対応から社会参加まで伴走的に支援できる、重層的・包括的な支援体制の整備などを進めていくことが求められています。

また、介護サービスを支える人材の確保・育成や介護現場の生産性向上に向け、近隣市町と連携した研修会の開催や多職種による勉強会を行うとともに、元気高齢者や ICT の活用等により、介護現場の負担軽減に努め、子どもから大人まで幅広い世代に介護現場の魅力を発信します。

■事業・取り組み

事業	取り組み内容
①地域包括支援センターの機能強化	地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持増進及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設です。誰もが住みなれた地域で安心して日常生活を営むことができるよう、包括的・継続的な支援を行う地域包括ケアシステム構築を実現する中核機関であり、その機能強化が求められています。 本村では、「介護予防マネジメント」「総合相談・支援業務」、虐待防止のための早期発見、成年後見制度の周知などの「権利擁護業務」、「包括的・継続的ケアマネジメント業務」などを行う公正・中立の立場の機関として、「鮫川村地域包括支援センター」を、社会福祉協議会へ委託して運営しています。 今後は、業務負担の軽減と質の確保に向けて、職員の適正配置を推進し、適正規模を確保するとともに、関係機関との連携強化を図り、職員の専門性の強化や資質向上に取り組めます。
②介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センターが中心となって、総合事業対象者に対して、基本チェックリストを実施し介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況等に依拠して、対象者自らの選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等適切なケアマネジメントを効率的・効果的に行い、事業が提供されることで、要介護状態等になることを予防するために必要な援助を行います。 今後、自立支援型地域ケア会議等を活用し、効率的な支援方法の検討及びサービス提供後の再アセスメントの実施を検討していきます。
③総合相談支援業務	高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、気軽に相談を受け、適切な介護保険サービスや保健福祉サービス、各種の生活支援など、必要とするサービス利用や制度利用につなげる支援を行うことを目的としています。
④権利擁護業務	虐待等の権利擁護に係る問題を抱える高齢者が、尊厳のある生活を維持し安心して生活を行うことができるように、早期発見・早期対応に努めます。 本村では成年後見制度の申し立てが困難な高齢者には、村長が家庭裁判所に申し立てを行う「成年後見制度利用支援事業」を実施しています。

事業	取り組み内容
⑤包括的・継続的ケアマネジメント業務	事業内容としては、「包括的・継続的なケア体制の構築」「地域における介護支援専門員のネットワークの活用」「日常的個別指導・相談」「支援困難事例等への指導・助言」があります。
⑥国民健康保険診療所と介護事業所の連携	在宅療養している高齢者やその家族が安心して日常生活を送れるように、国民健康保険診療所と連携を図りながら、在宅看取り体制における夜間の診療体制の確保を図ります。
⑦県南地域退院支援ルールガイドラインの運用の普及啓発	退院後の高齢者が円滑に在宅生活へ戻れるように、高齢者の入院から退院までの情報を共有しながら、退院に向け介護サービスの調整等をするため、県南地域の病院と居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、市町村が連携するための仕組みの運用を推進します。
⑧在宅における看取りを推進するために、エンディングノートの活用や ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発	もしものときのために、自らが望む医療や介護について、自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと話し合い共有する取り組み（人生会議、ACP）を推進します。
⑨鮫川村在宅医療介護連携推進会議を定期開催し、連携	医療と介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅療養生活を続けることができるよう、地域の課題を把握し、その対策等の検討等を行うことを目的として、在宅医療と介護の連携を図ります。
⑩生活支援体制整備の推進	高齢者やその家族が地域で安心して日常生活を営むことができるように、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を社会福祉協議会に配置しています。 引き続き、生活支援コーディネーターや協議体が中心となり、サービス提供者と利用者が「ささえる側」と「支えられる側」という関係性ではなく、高齢者の社会参加等を進めることで、地域住民がともに支え合う地域づくりを推進します。 また、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）等の配置の検討や支え合いネットワーク等のボランティア活動との連携、担い手の養成及びネットワークの構築を進めます。

■数値目標（令和5年度は見込値）

項目	単位	実績値			目標値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合相談支援業務 相談件数	件	216	206	180	200	200	200

3. 地域ケア会議の充実

多様化・複雑化している生活課題に対応するため、村・事業所・各専門職、生活支援コーディネーターだけでなく、本人、その家族も交えて開催できるように Web 会議も含め、その人の状況に応じた支援ができるよう、意見交換を行います。

また、多職種による研修会等を継続し、多職種間の共通理解・連携強化を図り、個別事例から導き出された共通の地域課題を地域の資源開発や政策形成につなげます。

■事業・取り組み

事業	取り組み内容
①個別地域ケア会議	今後、地域でのネットワーク構築につなげるために「地域ケア会議」を実効性あるものとして定着・普及させ、地域課題の把握や地域づくり・資源開発を行い、誰もが地域で生活しやすい環境づくりを推進します。
②自立支援型地域ケア会議	今後は現在提供している各種介護（予防）サービス等を PDCA サイクルに基づき評価・検討することで、サービスの提供体制や介護給付費の適正化の取り組みに努めます。 また、地域包括支援センター及び居宅介護支援センターにプランの提供を依頼し、さらにケアプランの点検や改善をし、高齢者の生活の質の向上を図ります。
③地域包括ケア会議	地域ケア会議や生活支援体制整備推進会議、医療介護推進会議などの連携を図り、地域課題の把握や地域づくり・資源開発に向けて地域ケア会議等で提案された地域課題を保険者として検討をし、高齢者が地域で生活しやすい環境を整備します。

■数値目標（令和5年度は見込値）

項目	単位	実績値			目標値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
地域包括ケア会議	回	0	1	2	2	2	2

4. 認知症施策の推進

国では、急速な高齢化に伴う認知症の人の増加を受け、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するとしており、認知症の人も個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を目指しています。

今後、関係機関と連携しながら、子どもから大人までの幅広い世代かつ、普段の生活で関わる商店街、金融機関、事業所、公共交通機関等に対して、認知症に関する正しい知識・理解啓発を図っていくとともに、認知症の人が安全・安心に日常生活を送れる地域づくりを進めていくことが重要です。

■事業・取り組み

事業	取り組み内容
①認知症予防	認知症に係る適切な保健・医療・福祉サービスを提供するために、各種機関や介護サービス事業所等と連携し、認知症の予防に努めます。 また、認知症に関する正しい知識と理解に基づき、通いの場・地域サロンにおける活動及び社会福祉協議会の傾聴ボランティアなどの活動の推進など、予防を含めた活動を推進します。
②認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームの体制整備	本村では、郡内町村と連携し、認知症やその家族に関わる「認知症初期集中支援チーム」を埴厚生病院に委託し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を平成29年度に整備しました。また、認知症地域支援推進員を鮫川村包括支援センターに配置しました。 複数の専門職が認知症の方やその家族に早期に関わり、集中的な支援を行い、自立生活をサポートします。
③認知症サポート体制の充実	認知症基本法に沿って、各関係機関等と連携協力し、認知症の方、家族の支援体制を推進すると共に、認知症サポーターの育成を図っています。地域全体で認知症に対する理解と知識を深め、地域住民等による見守り等の支援を行います。
④認知症サポーターの養成	認知症に対する理解を深め、地域で認知症の方とその家族を支えていく「認知症サポーター」の養成を引き続き推進します。 認知症に関する理解促進のため、子ども・学生向けの養成講座は、小・中・高等学校における教育のカリキュラムにより実施しています。その他地域の各団体向けに講座を、認知症キャラバン・メイトが開催し、幅広い世代に認知症への理解を推進していきます。養成講座修了者には、認知症サポーターの証となるオレンジリングが交付されます。 認知症キャラバン・メイトや認知症サポーター養成講座を修了した者が、復習や学習をする機会を設け、実践力につながる取り組みを推進します。
⑤認知症キャラバン・メイトの活動の充実	認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトの活動の充実、また各施設等で認知症サポーター養成講座が実施できるような体制づくりを推進します。認知症に関する各種講座を開催し、認知症に対する正しい知識と理解の促進を図ります。
⑥認知症の方とその家族への支援の充実	認知症の方の家族は、その介護を通じて精神的・身体的に負担を抱えていることが多く、認知症の人との関係性により認知症の周辺症状の悪化をもたらし、さらに介護負担が重くなるという状況になります。 そのため、認知症の方並びに介護者の負担軽減の目的で、支援策を実施し、認知症高齢者やその家族が地域で孤立しない環境整備が必要です。
⑦認知症カフェの充実	村では、認知症になってもできる限り住み慣れた家で自分らしく暮らすことができるために、認知症の方、家族、関係者が気軽に集える場として認知症カフェ「達者DEカフェ」が平成29年度開設しました。ひだまり荘交流室で行っています。今後は、村内で利用できるように出張カフェの充実に努めます。
⑧相談・支援体制の強化	地域において援助を必要とする住民の様々な相談に応じるとともに、必要な方に必要な援助が行き届くように、民生児童委員、行政、地域包括支援センター等により地域住民のニーズを早期に発見し、支援体制の強化に努めます。

事業	取り組み内容
⑨認知症ケアパスの活用	認知症ケアパスを積極的に活用し、認知症に関する基礎的な情報を発信します。また、相談先や受診先の利用方法の周知、関係機関との連携に活用します。
⑩認知症の本人からの発信支援	認知症の本人からの発信の機会が増えるよう、村内で暮らす本人とともに普及啓発に取り組みます。世界アルツハイマーデーやイベント、講座、「達者 DE カフェ」等において、本人からの発信の機会の拡大を図ります。 また、認知症ケアパスや本人が今伝えたいことや体験を話し合った啓発媒体などの普及に努めます。 さらに、認知症の本人の希望や必要としていること等を本人同士で語り合える「本人ミーティング」の機会を設け、本人の意見を把握し、認知症の本人の視点で認知症施策に反映できるよう努めます。
⑪認知症バリアフリーの推進・若年性認知症への支援・社会参加支援	生活のあらゆる場面で、認知症になっても住み慣れた地域で普通に暮らしていけるように障壁を減らす取り組みを推進します。 認知症の方が安心して外出できる地域の見守り体制や仕組み（「チームオレンジ等」）の構築や成年後見制度などの利用を促進するなど地域での支援体制を推進します。また、若年性認知症の人への支援を推進します。 認知症の人の社会参加機会の確保や若年性認知症を含めた認知症の人の円滑な就労に向け、事業主に対して認知症に関する周知啓発に取り組みます。

※認知症地域支援推進員：市町村において認知症疾患医療センターや医療機関、介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う。

※認知症サポーター：認知症について正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守る応援者です。

※キャラバン・メイト：認知症サポーター養成講座の講師役で、市町村の主催する専門の研修を受講し、認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等を習得した方。

※認知症ケアパス：「認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ」平成 29 年作成。

■数値目標（令和 5 年度は見込値）

項目	単位	実績値			目標値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
認知症サポーター養成数	名	40	18	64	70	70	70
認知症キャラバン・メイト	名	0	0	0	1	1	1

基本目標3 安定した介護サービスを受けられるむら

1. 介護保険サービスの現状と見込量

(1) 村内の介護サービス事業者

■県指定事業所

施設の名称	指定内容
鯨川村介護事業所「ひだまり荘」 社会福祉法人 鯨川村社会福祉協議会	訪問介護
	通所介護

■村指定事業所

施設の名称	指定内容
鯨川村介護事業所「ひだまり荘」 社会福祉法人 鯨川村社会福祉協議会	短期入所生活介護
	介護予防短期入所生活介護
	居宅介護支援
	介護予防支援

■地域密着型サービス（平成20年度指定：平成21年度開所）

施設の名称	指定内容
グループホームさめがわ 社会福祉法人 みやぎ会	認知症対応型共同生活介護
	介護予防認知症対応型共同生活介護
特別養護老人ホームさめがわ 社会福祉法人 みやぎ会	地域密着型介護老人福祉施設

(2) 介護サービスの種類と内容

■居宅（介護）サービスの種類と内容

サービス名	内容
訪問介護（ホームヘルプサービス）	寝たきりや認知症・虚弱など日常生活を営むことに支障のある高齢者等に対し、ホームヘルパー（訪問介護員）が家庭を訪問し、身体介護（食事、排せつ、衣類脱着、入浴等）や家事援助（調理、衣類の洗濯、住居等の掃除、整理整頓等）等を行うサービスです。
訪問入浴介護	家庭を移動入浴車が訪問して、寝たきりや認知症、虚弱など日常生活を営むことに支障がある高齢者等の居宅での入浴の援助をするサービスです。
訪問看護	主治医の指示により、看護師等が要介護者の居宅を訪問し、療養上の世話、必要な診療の補助を行うサービスです。
訪問リハビリテーション	病院又は診療所の理学療法士又は作業療法士が、心身機能の維持・回復及び日常生活の自立支援を目的に、要介護者の居宅において理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うサービスです。
居宅療養管理指導	要介護認定者等に対し、病院や診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師、栄養管理士等が家庭を訪問して定期的な療養上の管理や指導を行うサービスです。
通所介護（デイサービス）	寝たきりや認知症、虚弱などにより日常生活を営むことに支障がある要介護者に対し、心身機能の維持・向上等による自立的な生活を支援することを目的とした、生活指導や日常動作訓練、養護、健康チェック、入浴、食事の提供を行うサービスです。
通所リハビリテーション（デイケア）	心身機能の回復及び日常生活の自立支援等を目的に要介護高齢者等が介護老人保健施設（老人保健施設）等に通所し、心身機能の維持・回復と日常生活の自立を図るサービスです。
短期入所生活介護（ショートステイ）	寝たきりや認知症、虚弱などにより日常生活を営むことに支障がある要介護者を対象として介護者の疾病や出産、休養または旅行等の理由により、一時的に介護が困難な場合に介護施設等に短期入所し、日常生活の世話や機能訓練等を行います。
短期入所療養介護（ショートステイ）	介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期入所し、医学的管理の下で看護や機能訓練、日常生活の介護などを行います。
特定施設入居者生活介護	養護老人ホームやケアハウス等特定施設に入所する要介護者に対し、入浴、排泄、食事等の世話、機能訓練及び療養上の世話をするサービスです。
福祉用具貸与	心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者に対し、日常生活の便宜を図るために特殊寝台や車椅子等の福祉用具を貸し出すサービスです。
特定福祉用具購入費	要介護者が入浴、排泄等生活するうえで必要不可欠な福祉用具（貸与にならない用具）の購入をしたときに、年額 10 万円を限度としてその費用の 7 割～9 割相当額を償還払いで支給するサービスです。
住宅改修	要介護者、要支援者が、手すりの取り付け、段差の解消、スロープの設置、洋式便座への交換などの改修を行ったときに、20 万円を限度に改修費用の 7 割～9 割相当額を償還払いで支給するサービスです。
居宅介護支援	居宅で介護を受ける者の心身の状態、環境、本人や家族の希望を受けて、居宅サービスを適切に利用できるように、介護サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、これらサービス提供の確保のために事業者等との連絡調整などを行うサービスです。

■居宅（介護予防）サービスの種類と内容

サービス名	内容
介護予防訪問介護	生活機能の維持・向上の観点から簡単な掃除や調理、後片付けなど、ホームヘルパーが要支援者とともに行うサービスです。
介護予防訪問入浴介護	居宅要支援者について、介護予防を目的として、家庭を訪問し、入浴の援助を行うものです。
介護予防訪問看護	主治医が治療を必要と判断した要支援者の居宅において、介護予防を目的として、看護師が療養上の世話や必要な診療の補助を行うものです。
介護予防訪問リハビリテーション	運動療法や作業習慣の維持・向上を目的に、要支援者の居宅において理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うものです。
介護予防居宅療養管理指導	要支援者について、介護予防を目的として、医師、歯科医師、薬剤師等により療養上の管理や指導を行うものです。
介護予防通所介護	要支援者について、介護予防を目的として、入浴、食事の提供、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うものです。
介護予防通所リハビリテーション	居宅要支援者について、介護老人保健施設、病院、診療所等において、介護予防を目的として、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うものです。
介護予防短期入所生活介護	要支援者について、介護施設等に短期入所し、介護予防を目的として、日常生活上の支援及び機能訓練を行うものです。
介護予防短期入所療養介護	居宅要支援者について、介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期入所し、介護予防を目的として、医学的管理の下で看護や機能訓練、日常生活の支援などを行います。
介護予防特定施設入居生活介護	特定施設に入所している要支援者について、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うものです。
介護予防福祉用具貸与	要支援者について福祉用具のうち介護予防に資するものの貸与を行うものです。
介護予防特定福祉用具購入費	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつに係る用具の購入費の一部を支給します。
介護予防支援	地域包括支援センターが介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成し、これらが確実に提供されるようサービス提供事業者等との連絡調整などを行うものです。

■地域密着型サービスの種類と内容

地域密着型サービスは、事業者の申請により、各市町村が指定を行うことができます。このサービスは、原則として同圏域の被保険者しか利用できず、他の市町村のサービスを利用するためには、サービス所在地の保険者（市町村）の同意を得た上で、当該事業者を市町村が指定し、利用することができます。また、市町村は事業者の指定・指導・監督の権限を有し、市町村独自に事業量を設定していく必要があります。地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスには次の9種類があります。

サービス名	内容	要介護者の利用	要支援者の利用
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1日複数回の訪問介護と訪問看護を連携して実施。	○	×
夜間対応型訪問介護	夜間の定期的巡回や、夜間に通報を受けた場合に、訪問介護を実施。	○	×
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	認知症の人に対応したメニューで実施する通所介護（デイサービス）。	○	○

サービス名	内容	要介護者の利用	要支援者の利用
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	25人以下が登録し、様態に応じて15人以下が通い（デイサービスや訪問介護）、9人以下が泊まり（ショートステイ）のサービスを実施。	○	○
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・介護予防認知症対応型共同生活介護	これまで居宅サービスとして提供されたグループホーム。	○	○
地域密着型特定施設入居者生活介護	29人以下で入所できる小規模の介護専用型特定施設（有料老人ホーム等）。	○	×
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29人以下が入所できる小規模の特別養護老人ホーム。	○	×
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	小規模多機能型居宅介護に訪問看護を併せて実施。	○	×
地域密着型通所介護	18人以下の小規模通所介護。	○	×

地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスは、次の点が居宅サービスや施設サービスと異なります。

相違点	地域密着型サービス、 地域密着型介護予防サービス	居宅サービスや 施設サービス
1. 利用可能な人	原則として、その市町村の被保険者のみが利用。	他市町村の被保険者でも利用可能
2. 事業者に対する権限	市町村が指定、指導、監督等を実施。	県が指定、指導、監督等を実施
3. 定員などの基準や報酬単価の設定	地域の実情に応じた基準や報酬単価を市町村が決定。	全国一律の基準や報酬単価を適用

※地域密着型サービスについては、公平・公正の観点から、地域住民や保健医療福祉関係者等で構成される「地域密着型サービス運営協議会」で協議

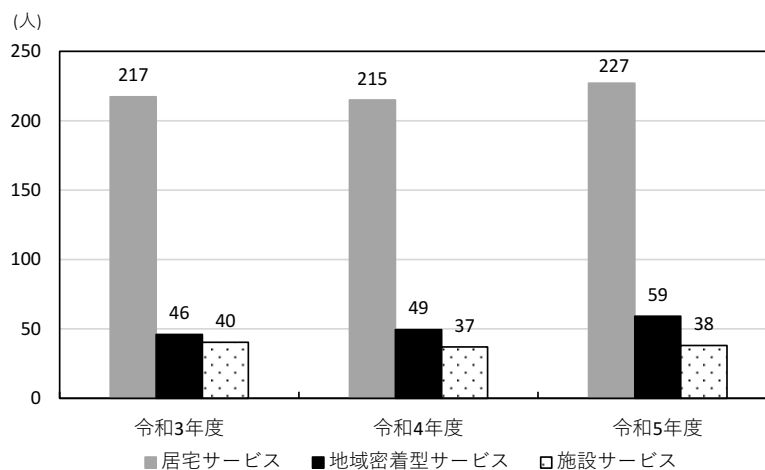
■施設サービスの種類と内容

サービス名	内容
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	要介護高齢者等の生活の場として、常時必要な介護や食事、入浴等の日常生活上の支援が行われる施設です。
介護老人保健施設（老人保健施設）	要介護高齢者等を対象に、リハビリテーションや介護・看護を中心とした医療ケアと日常生活サービスを合わせた入所施設です。
介護医療院	介護医療院は、地域包括ケアシステムの5要素（医療、介護、生活支援、予防、住まい）のうち、介護療養型医療施設が持つ「医療」「介護」「生活支援」に加え、「住まい」の機能を持った長期療養を目的とした施設です。

(3) 介護サービスの利用者の状況

施設サービス利用者は年々減少傾向にあり、居宅・地域密着型サービスの利用者は年々増加傾向にあります。

■介護サービス受給者の居宅・施設・地域密着型サービス別利用者の推移



資料：地域包括ケア「見える化」システム

- ・居宅サービス：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修、特定施設入居者生活介護、介護予防支援、居宅介護支援
- ・地域密着型サービス：定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護
- ・施設サービス：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設

(4) 介護サービス別の利用回数・利用者数の現状と見込み

■居宅サービス量の見込み（令和5年度は見込値）

項目	単位	実績値			目標値					
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22
居宅サービス										
訪問介護	回	254.0	167.3	183.6	137.2	146.8	138.6	138.6	133.8	138.6
	人	13	14	17	14	16	15	15	14	15
訪問入浴介護	回	11	9	9	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7
	人	3	3	3	3	3	3	3	3	3
訪問看護	回	18.8	16.7	24.3	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7
	人	5	4	5	3	3	3	3	3	3
訪問リハビリテーション	回	8.9	17.2	0.0	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
	人	1	2	0	1	1	1	1	1	1
居宅療養管理指導	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通所介護	回	376	313	360	337.6	388.1	375.5	324.1	319.2	329.9
	人	50	46	55	52	59	57	50	49	51
通所リハビリテーション	回	11.5	9.5	4.8	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4
	人	3	3	3	4	4	4	4	4	4
短期入所生活介護	日	182.6	160.0	110.2	94.0	122.6	179.8	90.4	90.4	94.0
	人	17	13	11	11	12	14	10	10	11
短期入所療養介護（老健）	日	21.3	33.5	24.1	23.3	23.3	23.3	23.3	23.3	23.3
	人	2	3	1	1	1	1	1	1	1
短期入所療養介護（病院等）	日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人	36	42	48	46	46	44	44	39	40
特定福祉用具購入費	人	1	1	0	1	1	1	1	1	1
住宅改修	人	0	1	0	1	1	1	1	1	1
特定施設入居者生活介護	人	1	2	2	2	2	2	2	2	2
居宅介護支援	人	71	69	73	55	64	61	59	57	58

※人数は1月当たりの利用者数

■地域密着型サービス量の見込み（令和５年度は見込値）

項目	単位	実績値			目標値					
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22
地域密着型サービス										
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回	12.8	20.4	62.2	23.1	23.1	23.1	15.4	15.4	23.1
	人	1	2	8	3	3	3	2	2	3
小規模多機能型居宅介護	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	人	18	17	21	20	20	19	18	18	18
地域密着型特定施設入居者生活介護	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	26	29	29	29	29	29	26	24	28
看護小規模多機能型居宅介護	人	1	1	1	1	2	4	1	1	1

※人数は１月当たりの利用者数

■施設サービス量の見込み（令和５年度は見込値）

項目	単位	実績値			目標値					
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22
施設サービス										
介護老人福祉施設	人	19	20	21	23	23	23	21	18	22
介護老人保健施設	人	21	17	17	18	18	18	17	17	17
介護医療院	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※人数は１月当たりの利用者数

■必要定員総数

項目	単位	実績値			目標値					
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22
認知症対応型共同生活介護	人	18	18	18	18	18	18			
地域密着型特定施設入居者生活介護	人	0	0	0	0	0	0			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	29	29	29	29	29	29			

(5) 介護予防サービス別の利用回数・利用者数の現状と見込み

■居宅サービス量の見込み（令和5年度は見込値）

項目	単位	実績値			目標値					
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22
居宅サービス										
介護予防訪問入浴介護	回	0.7	0.0	0.0	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7
	人	0	0	0	1	1	1	1	1	
介護予防訪問看護	回	0.0	2.1	0.0	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2
	人	0	1	0	1	1	1	1	1	1
介護予防訪問リハビリテーション	回	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	人	0	1	0	1	1	1	1	1	1
介護予防通所リハビリテーション	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	日	31.7	9.0	7.6	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5
	人	5	2	1	1	1	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護（老健）	日	0.3	0.3	0.0	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
	人	0	0	0	1	1	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護（病院等）	日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人	11	10	7	8	8	8	8	9	8
介護予防特定福祉購入費	人	0	0	0	1	1	1	1	1	1
住宅改修	人	0	0	0	1	1	1	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	人	0	0	0	1	1	1	1	1	1
介護予防支援	人	15	12	9	10	10	10	10	11	10

※人数は1月当たりの利用者数

■地域密着型サービス量の見込み（令和５年度は見込値）

項目	単位	実績値			目標値					
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22
地域密着型サービス										
介護予防認知症対応 型共同生活介護	回	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機 能型居宅介護	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応 型共同生活介護	人	1	0	0	1	1	1	1	1	1

※人数は１月当たりの利用者数

2. 介護保険事業の円滑な運営

■介護保険 3 施設のサービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の全利用者における要介護4・5の利用者の割合

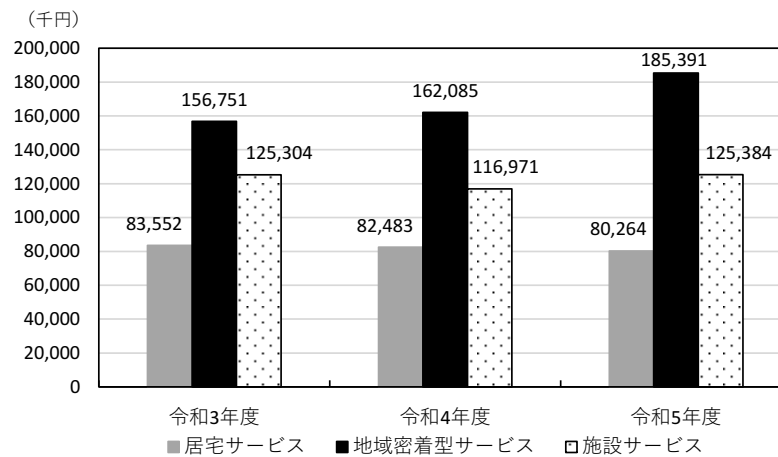
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者の合計	41 人	41 人	41 人
うち要介護4・5	27 人	27 人	27 人
割合	65.9%	65.9%	65.9%

※介護保険3施設…介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

(1) サービス種類別給付費の状況

居宅サービス費は年々減少しており、地域密着型サービス費・施設サービス費は増加傾向にあります。

■介護受給者の居宅・施設・地域密着型サービス種類別給付費の推移



資料：地域包括ケア「見える化」システム

(2) サービス別給付費の状況

■居宅サービスの給付費（単位：千円、％）

サービス名	年度	計画値（A）	実績値（B）	比較（B） / （A）
居宅サービス	令和３年度	76,504	70,624	92.3
	令和４年度	80,119	69,494	86.7
	令和５年度	88,323	67,222	76.1
訪問介護	令和３年度	11,518	8,489	73.7
	令和４年度	13,815	5,845	42.3
	令和５年度	11,524	6,513	56.5
訪問入浴介護	令和３年度	3,112	1,511	48.6
	令和４年度	2,849	1,344	47.2
	令和５年度	2,678	1,310	48.9
訪問看護	令和３年度	505	1,692	335.0
	令和４年度	505	1,602	317.2
	令和５年度	505	2,210	437.6
訪問リハビリテーション	令和３年度	0	296	-
	令和４年度	0	569	-
	令和５年度	0	0	0
居宅療養管理指導	令和３年度	0	0	0
	令和４年度	0	0	0
	令和５年度	0	0	0
通所介護	令和３年度	27,476	29,683	108.0
	令和４年度	28,171	27,376	97.2
	令和５年度	28,743	31,478	109.5
通所リハビリテーション	令和３年度	1,200	1,055	87.9
	令和４年度	1,339	846	63.2
	令和５年度	1,339	488	36.4
短期入所生活介護	令和３年度	14,935	16,000	107.1
	令和４年度	15,891	14,863	93.5
	令和５年度	14,971	9,523	63.6
短期入所療養介護（老健）	令和３年度	3,727	2,569	68.9
	令和４年度	3,856	4,392	113.9
	令和５年度	3,856	3,104	80.5
短期入所療養介護（病院等）	令和３年度	0	0	0
	令和４年度	0	0	0
	令和５年度	0	0	0

サービス名		年度	計画値 (A)	実績値 (B)	比較 (B) / (A)
	短期入所療養介護（介護医療院）	令和3年度	0	0	0
		令和4年度	0	0	0
		令和5年度	0	0	0
	福祉用具貸与	令和3年度	6,184	7,149	115.6
		令和4年度	6,451	7,628	118.2
		令和5年度	5,711	7,894	138.2
	特定福祉用具購入費	令和3年度	0	295	-
		令和4年度	0	272	-
		令和5年度	0	0	0
	住宅改修	令和3年度	0	333	-
		令和4年度	0	727	-
		令和5年度	0	0	0
	特定施設入所者生活介護	令和3年度	0	1,552	-
		令和4年度	0	4,028	-
		令和5年度	0	4,703	-
	居宅介護支援	令和3年度	9,564	12,154	127.1
		令和4年度	9,821	12,322	125.5
		令和5年度	9,871	12,569	127.3

資料：介護保険事業状況報告（令和3年度は年報、令和4年度は月報の累積値、令和5年度は見込値）

■地域密着型サービスの給付費（単位：千円、％）

サービス名		年度	計画値 (A)	実績値 (B)	比較 (B) / (A)
地域密着型サービス		令和3年度	159,352	156,751	98.4
		令和4年度	159,280	162,085	101.8
		令和5年度	159,764	185,391	116.0
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	令和3年度	0	0	0
		令和4年度	0	0	0
		令和5年度	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	令和3年度	0	0	0
		令和4年度	0	0	0
		令和5年度	0	0	0
	地域密着型通所介護	令和3年度	0	0	0
		令和4年度	0	0	0
		令和5年度	0	0	0

サービス名		年度	計画値 (A)	実績値 (B)	比較 (B) / (A)
	認知症対応型通所介護	令和3年度	1,393	1,826	131.1
		令和4年度	1,394	2,835	203.4
		令和5年度	1,394	8,628	618.9
	小規模多機能型居宅介護	令和3年度	0	0	0
		令和4年度	0	0	0
		令和5年度	0	0	0
	認知症対応型共同生活介護	令和3年度	54,958	54,203	98.6
		令和4年度	55,058	53,665	97.5
		令和5年度	55,171	64,451	116.8
	地域密着型特定施設入居者生活介護	令和3年度	0	0	0
		令和4年度	0	0	0
		令和5年度	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	令和3年度	102,284	98,924	96.7
		令和4年度	102,046	102,969	100.9
		令和5年度	101,790	109,646	107.7
	看護小規模多機能型居宅介護	令和3年度	3,664	1,798	49.1
		令和4年度	3,666	2,616	71.4
		令和5年度	3,666	2,666	72.7

資料：介護保険事業状況報告（令和3年度は年報、令和4年度は月報の累積値、令和5年度は見込値）

■施設サービスの給付費（単位：千円、％）

サービス名		年度	計画値 (A)	実績値 (B)	比較 (B) / (A)
	施設サービス	令和3年度	146,137	125,304	85.7
		令和4年度	143,291	116,971	81.6
		令和5年度	143,331	125,384	87.5
	介護老人福祉施設	令和3年度	57,303	57,953	101.1
		令和4年度	51,183	63,391	123.9
		令和5年度	57,280	68,364	119.4
	介護老人保健施設	令和3年度	64,822	67,351	103.9
		令和4年度	61,390	53,580	87.3
		令和5年度	69,055	57,020	82.6
	介護療養型医療施設	令和3年度	0	0	0
		令和4年度	0	0	0
		令和5年度	0	0	0

サービス名		年度	計画値 (A)	実績値 (B)	比較 (B) / (A)
介護医療院		令和3年度	0	0	0
		令和4年度	0	0	0
		令和5年度	0	0	0
介護給付費合計 (I)		令和3年度	362,645	352,678	97.3
		令和4年度	357,435	348,549	97.5
		令和5年度	367,554	377,997	102.8

資料：介護保険事業状況報告（令和3年度は年報、令和4年度は月報の累積値、令和5年度は見込値）

■介護予防サービスの給付費（単位：千円、％）

サービス名		年度	計画値 (A)	実績値 (B)	比較 (B) / (A)
居宅サービス		令和3年度	4,446	3,302	74.3
		令和4年度	4,524	2,490	55.0
		令和5年度	4,524	1,157	25.6
	介護予防訪問入浴介護	令和3年度	0	64	-
		令和4年度	0	0	0
		令和5年度	0	0	0
	介護予防訪問看護	令和3年度	0	0	0
		令和4年度	0	219	-
		令和5年度	0	0	0
	介護予防訪問リハビリテーション	令和3年度	0	0	0
		令和4年度	0	0	0
		令和5年度	0	0	0
	介護予防居宅療養管理指導	令和3年度	0	0	0
		令和4年度	0	51	-
		令和5年度	0	0	0
	介護予防通所リハビリテーション	令和3年度	0	0	0
		令和4年度	0	0	0
		令和5年度	0	0	0
	介護予防短期入所生活介護	令和3年度	3,312	2,125	64.2
		令和4年度	3,321	530	16.0
		令和5年度	3,321	473	14.2
	介護予防短期入所療養介護（老健）	令和3年度	0	36	-
		令和4年度	0	23	-
		令和5年度	0	0	0

サービス名		年度	計画値 (A)	実績値 (B)	比較 (B) / (A)
	介護予防短期入所療養介護（病院等）	令和3年度	0	0	0
		令和4年度	0	0	0
		令和5年度	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	令和3年度	0	0	0
		令和4年度	0	0	0
		令和5年度	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	令和3年度	512	789	154.1
		令和4年度	571	925	162.0
		令和5年度	571	683	119.6
	特定介護予防福祉用具購入費	令和3年度	0	45	-
		令和4年度	0	110	-
		令和5年度	0	0	0
	介護予防住宅改修	令和3年度	1,219	242	19.9
		令和4年度	1,219	408	33.5
		令和5年度	1,219	0	0.0
	介護予防特定施設入居者生活介護	令和3年度	0	0	0
		令和4年度	0	225	-
		令和5年度	0	0	0
	介護予防支援	令和3年度	876	774	88.4
		令和4年度	931	667	71.6
		令和5年度	931	473	50.8

資料：介護保険事業状況報告（令和3年度は年報、令和4年度は月報の累積値、令和5年度は見込値）

■地域密着型介護予防サービスの給付費（単位：千円、％）

サービス名		年度	計画値 (A)	実績値 (B)	比較 (B) / (A)
地域密着型サービス		令和3年度	0	1,265	-
		令和4年度	0	0	0
		令和5年度	0	0	0
	介護予防認知症対応型通所介護	令和3年度	0	0	0
		令和4年度	0	0	0
		令和5年度	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	令和3年度	0	0	0
		令和4年度	0	0	0
		令和5年度	0	0	0

サービス名		年度	計画値 (A)	実績値 (B)	比較 (B) / (A)
介護予防認知症対応型共同生活介護		令和3年度	0	1,265	-
		令和4年度	0	0	0
		令和5年度	0	0	0
予防給付費合計 (Ⅱ)		令和3年度	5,919	4,567	77.2
		令和4年度	6,042	2,490	41.2
		令和5年度	6,042	1,157	19.1

資料：介護保険事業状況報告（令和3年度は年報、令和4年度は月報の累積値、令和5年度は見込値）

■総給付費の実績（単位：千円、％）

サービス名		年度	計画値 (A)	実績値 (B)	比較 (B) / (A)
総給付費（合計） → (Ⅲ) = (Ⅰ) + (Ⅱ)		令和3年度	368,564	370,173	100.4
		令和4年度	363,477	364,029	100.2
		令和5年度	373,596	392,196	105.0

資料：介護保険事業状況報告（令和3年度は年報、令和4年度は月報の累積値、令和5年度は見込値）

(3) 介護サービスの給付費の見込

■ 居宅サービス給付費の推計

項目	単位	R6	R7	R8	R12	R17	R22
居宅サービス							
訪問介護	千円	4,632	4,923	4,648	4,648	4,506	4,648
訪問入浴介護	千円	1,284	1,285	1,285	1,285	1,285	1,285
訪問看護	千円	735	736	736	736	736	736
訪問リハビリテーション	千円	437	438	438	438	438	438
居宅療養管理指導	千円	0	0	0	0	0	0
通所介護	千円	30,268	35,603	34,482	29,191	28,754	29,622
通所リハビリテーション	千円	454	454	454	454	454	454
短期入所生活介護	千円	8,387	10,905	15,919	8,140	8,140	8,397
短期入所療養介護（老健）	千円	3,044	3,047	3,047	3,047	3,047	3,047
短期入所療養介護（病院等）	千円	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	千円	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	千円	7,798	7,774	7,404	7,456	6,419	6,566
特定福祉用具購入費	千円	336	336	336	336	336	336
住宅改修	千円	994	994	994	994	994	994
特定施設入所者生活介護	千円	4,769	4,775	4,775	4,775	4,775	4,775
居宅介護支援	千円	9,401	11,107	10,548	10,289	9,887	10,040

※年間累計の金額

■地域密着型サービス給付費の推計

項目	単位	R6	R7	R8	R12	R17	R22
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	千円	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	千円	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	千円	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	千円	3,166	3,170	3,170	2,113	2,113	3,170
小規模多機能型居宅介護	千円	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	千円	62,511	62,590	59,360	56,199	56,199	56,303
地域密着型特定施設入居者生活介護	千円	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	千円	111,194	111,335	111,335	99,638	91,756	107,268
看護小規模多機能型居宅介護	千円	2,703	5,413	10,826	2,707	2,707	2,707

※年間累計の金額

■施設サービス給付費の推計

項目	単位	R6	R7	R8	R12	R17	R22
施設サービス							
介護老人福祉施設	千円	75,729	75,825	75,825	69,061	59,092	72,265
介護老人保健施設	千円	62,221	62,299	62,299	59,429	58,403	58,867
介護医療院	千円	0	0	0	0	0	0
介護給付費計（小計）→（I）	千円	390,063	403,009	407,881	360,936	340,041	371,918

※年間累計の金額

(4) 介護予防サービスの給付費の見込

■ 居宅サービス給付費の推計

項目	単位	R6	R7	R8	R12	R17	R22
居宅サービス							
介護予防訪問入浴介護	千円	280	280	280	280	280	280
介護予防訪問看護	千円	470	471	471	471	471	471
介護予防訪問リハビリテーション	千円	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	千円	127	127	127	127	127	127
介護予防通所リハビリテーション	千円	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	千円	600	601	601	601	601	601
介護予防短期入所療養介護（老健）	千円	159	159	159	159	159	159
介護予防短期入所療養介護（病院等）	千円	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	千円	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	千円	717	717	717	717	814	717
特定介護予防福祉用具購入費	千円	315	315	315	315	315	315
介護予防住宅改修	千円	1,076	1,076	1,076	1,076	1,076	1,076
介護予防特定施設入居者生活介護	千円	696	697	697	697	697	697
介護予防支援	千円	533	534	534	534	587	534

※年間累計の金額

■ 地域密着型サービス給付費の推計

項目	単位	R6	R7	R8	R12	R17	R22
地域密着型サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	千円	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	千円	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	千円	2,796	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
予防給付費（合計）→（Ⅱ）	千円	7,769	7,777	7,777	7,777	7,927	7,777

※事業費は年間累計の金額

(5) 総給付費等の推計

■総給付費の推計

項目	単位	R6	R7	R8	R12	R17	R22
総給付費 = (Ⅰ) + (Ⅱ)	千円	397,832	410,786	415,658	368,713	347,968	379,695

※年間累計の金額

■標準給付費及び地域支援事業費の推計（単位：円）

項目	R6	R7	R8	R12	R17	R22
標準給付費見込額	440,646,963	456,164,273	459,781,533	410,317,300	388,748,426	421,505,240
総給付費合計	397,832,000	410,786,000	415,658,000	368,713,000	347,968,000	379,695,000
特定入居者介護サービス費等給付額	30,042,593	31,841,426	30,961,018	29,190,866	28,612,830	29,335,375
高額介護サービス費等給付額	12,541,936	13,292,899	12,925,353	12,186,364	11,945,050	12,246,693
高額医療合算介護サービス費等給付額	0	0	0	0	0	0
算定対象審査支払手数料	230,434	243,948	237,162	227,070	222,546	228,172
地域支援事業費	32,700,740	32,378,574	32,095,698	30,932,760	29,400,510	27,766,110
介護予防・日常生活支援総合事業	18,628,085	18,305,919	18,023,043	16,860,105	15,327,855	13,693,455
包括的支援事業・任意事業	2,221,000	2,221,000	2,221,000	2,221,000	2,221,000	2,221,000
包括的支援事業（社会保障充実分）	11,851,655	11,851,655	11,851,655	11,851,655	11,851,655	11,851,655
合 計	473,347,703	488,542,847	491,877,231	441,250,060	418,148,936	449,271,350

※年間累計の金額

(6) 介護保険料の算定

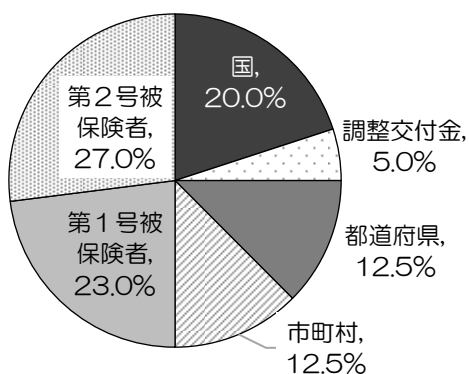
①介護保険料の財源構成

介護保険事業に係る費用は利用者負担（１割（一定以上の所得がある人は２割または３割））を除いた給付費の２分の１を公費で負担し、残りの半分は保険料が充てられます。

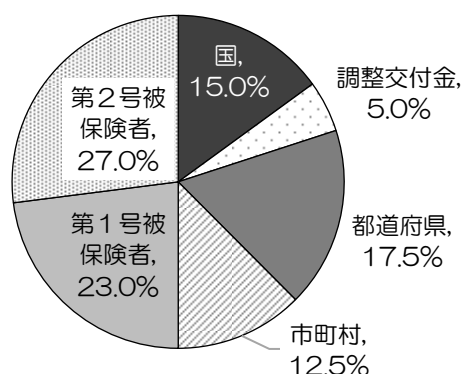
また、保険料は第１号被保険者（６５歳以上の者）と第２号被保険者（４０歳以上６５歳未満の者）の平均的な１人当たりの保険料がほぼ同じ水準になるよう、それぞれの負担割合が定められています。

さらに、地域支援事業費についても、下記の負担割合が定められており、第１号被保険者は２３．０％となっています。

■居宅サービス負担割合

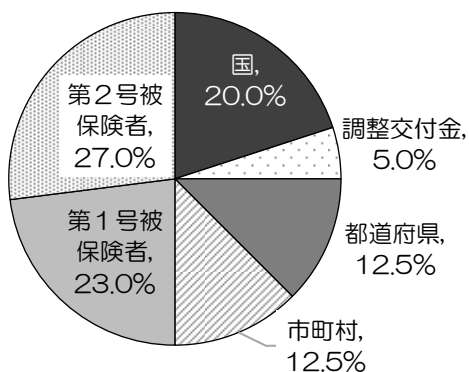


■施設サービス負担割合



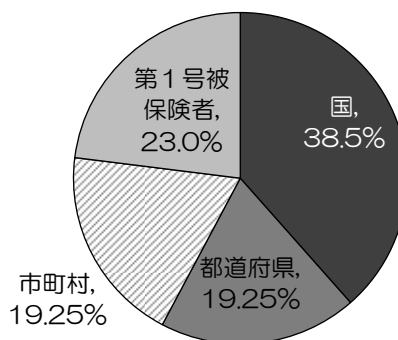
■地域支援事業費

〈介護予防・日常生活支援総合事業〉



■地域支援事業費

〈包括支援事業・任意事業〉



②介護保険料設定の流れ

本村は、下記の流れで3年を一期とする介護保険事業計画で必要となる給付費を見込み、条例により今後3年間の介護保険料を設定します。

①被保険者数

今後3年間の第1号被保険者数・第2号被保険者数を推計する。



②要介護・要支援認定者数

被保険者数に対する要介護・要支援認定者数（認定率）の動向等を勘案して将来の認定率を見込み、今後3年間の要介護・要支援認定者数を推計する。



③施設・居住系サービスの量

要介護・要支援認定者数の見込み、施設・居住系サービスの整備状況、これまでの給付実績を勘案して、施設・居住系サービスの必要量・供給量を推計する。



④在宅サービス等の量

地域密着型サービスなどのこれまでの給付実績を勘案して、見込量を推計する。



⑤地域支援事業に必要な費用

介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業費、任意事業費を見込み、地域支援事業に係る費用を推計する。



⑥保険料の算定

介護保険の運営に必要な上記③～⑤の費用や被保険者数の推計をもとに、介護報酬率等を調整し、今後3年間の介護保険料を設定する。

第9期の第1号被保険者の介護保険料の推計は以下のとおりとなります。

■介護保険事業費を運営するために必要となる費用

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	9期合計
①標準給付費見込額 = (②+③+④+⑤+⑥)	千円	440,647	456,164	459,782	1,356,593
②総給付費	千円	397,832	410,786	415,658	1,224,276
③特定入所者介護サービス費等給付額	千円	30,043	31,841	30,961	92,845
④高額介護サービス費等給付額	千円	12,542	13,293	12,925	38,760
⑤高額医療合算介護サービス費等給付額	千円	0	0	0	0
⑥算定対象審査支払手数料	千円	230	244	237	712
⑦地域支援事業費 = ⑦a+⑦b	千円	32,701	32,379	32,096	97,175
⑦a 介護予防・日常生活支援総合事業費	千円	18,628	18,306	18,023	54,957
⑦b 包括的支援事業及び任意事業	千円	14,073	14,073	14,073	42,218
⑧標準給付費見込額+地域支援事業費 = ①+⑦	千円	473,348	488,543	491,877	1,453,768
⑨財政安定化基金拠出率	%				0.0000%
⑩財政安定化基金拠出額 = (①+⑦) × ⑨	千円				0
⑪第1号被保険者負担分相当額 = (①+⑦) × 23%	千円	108,870	112,365	113,132	334,367
⑫調整交付金相当額 = (①+⑦a) × 5% (全国平均)	千円	22,964	23,724	23,890	70,577
⑬調整交付金見込割合	%	5.42%	4.42%	3.37%	
⑭調整交付金見込額 = (①+⑦a) × ⑬	千円	24,893	20,972	16,102	61,967
⑮財政安定化基金償還金	千円				
⑯財政安定化基金取崩による交付額	千円				0
⑰保険者機能強化推進交付金等見込額	千円				2,046
⑱準備基金取崩額	千円				20,000
⑲保険料収納必要額 = ⑩+⑪+⑫-⑭-⑯-⑰-⑱	千円				320,931
⑳予定保険料収納率	%				100.00%
㉑所得段階別加入割合補正後被保険者数 = 第1号被保険者数 × 所得段階別負担割合	人	1,251	1,246	1,236	3,733
㉒保険料基準額 = ⑲ ÷ ㉑ ÷ ㉓	円/年				85,200 円
㉓保険料基準額 = ㉒ ÷ 12	円/月				7,100 円

※端数処理の関係から、合計数値が合わない場合もあります。

(7) 所得段階別保険料

第1号被保険者の保険料については、負担能力に応じて、きめ細かく保険料段階別に負担割合を設定することが可能とされています。本村では、介護保険料の所得段階を国の方針に基づき、標準の13段階に設定します。

■所得段階別保険料（基準月額保険料：7,100円）

段階別	対象者		費用負担割合	保険料年額
第1段階	生活保護受給者の方、老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が村民税非課税の方及び村民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方		基準額×0.455 (0.285)	38,766円 (24,280円)
第2段階	本人を含め世帯全員が村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方		基準額×0.685 (0.485)	58,362円 (41,320円)
第3段階	本人を含め世帯全員が村民税非課税で、上記以外の方		基準額×0.690 (0.685)	58,788円 (58,360円)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方		基準額×0.900	76,680円
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方		基準額×1.000	85,200円
第6段階	本人が 村民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.200	102,240円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.300	110,760円
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.500	127,800円
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.700	144,840円
第10段階		前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.900	161,880円
第11段階		前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.100	178,920円
第12段階		前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.300	195,960円
第13段階		前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.400	204,480円

※（ ）は公費による負担軽減

(8) 介護給付費の適正化

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足ないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険事業の構築に資するものです。

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域での有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するため、保険者として介護給付の適正化に積極的に取り組みます。

本村では国が示した指針を踏まえ、以下の3事業を柱とし介護保険事業計画等の実施に合わせて、着実な推進を図ります。

■事業・取り組み

事業	取り組み内容
要介護認定の適正化	委託による訪問調査を含め、要介護認定調査（基本調査・特記事項等）に対する事後の点検を書面等により実施し、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。
ケアプランの点検	介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業所に提出を求め又は実地による調査を行い、点検を行うことにより個々の受給者が真に必要なとするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービスについての改善を図ります。
縦覧点検・医療情報との突合	受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求誤り等を早期に発見して適切な処理を行います。

■数値目標（令和5年度は見込値）

項目	単位	実績値			目標値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
認定調査の書面による点検 点検件数	件	167	171	160	166	166	166
提出書類等の書面による点検（住宅改修） 点検件数	件	8	8	8	9	9	9
提出書類等の書面による点検（福祉用具） 点検件数	件	12	12	8	11	11	11

第5章 計画の推進に向けて

第1節 関係機関との連携強化

本計画の推進にあたっては、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる社会の実現に向けて、行政のみならず、村民や介護事業者、各団体等の協働により事業の実施が重要です。特に、社会福祉協議会をはじめ、NPO、ボランティア活動団体等、地域福祉に関わる多様な団体・機関との連携が重要となります。

また、地域で高齢者を支えていくために、村民の自主性に基づくボランティア活動の重要性はより一層増すと考えられ、ボランティア活動への支援や、ボランティアの育成等の支援に取り組めます。

さらに、地域包括支援センターを中心に、関係機関、庁内関係課等による協議の場を設け、鮫川村の実情に応じた地域包括ケアシステムを推進するための方策を検討します。

第2節 計画の周知

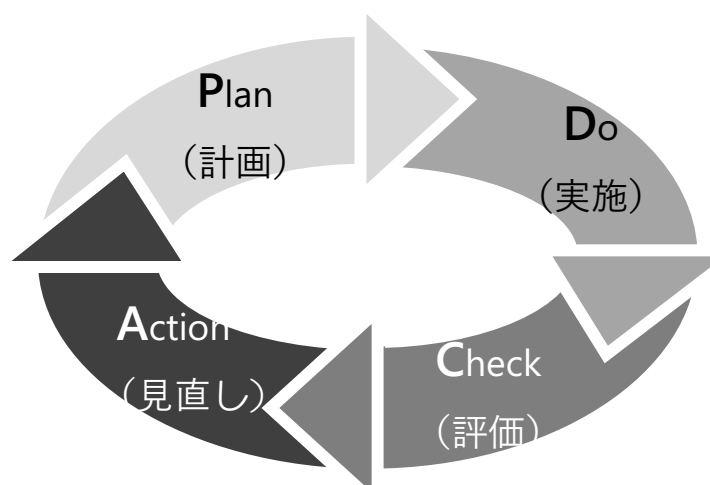
計画を円滑に推進していくためには、村民の理解と協力が不可欠になります。そのため、広報紙、ホームページなど、村民が活用しやすい媒体等を利用して本計画の周知を図るとともに、鮫川村住民福祉課や図書館などに手に取りやすい形で計画書を配置します。

第3節 計画の推進体制

本計画については、進捗状況や達成状況について、「鮫川村高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」に報告します。

また、地域包括ケア「見える化」システムを活用し、他の保険者との比較を行うことにより、鮫川村の特徴、課題を把握し、計画や目標の見直しに反映します。さらに、国、福島県等との連携を図り、法律や制度の改正等に柔軟に対応していきます。

■PDCA サイクル



資料編

第1節 鮫川村高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定に基づく鮫川村高齢者福祉計画及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定に基づく鮫川村介護保険事業計画の策定に当たり、村民の意見を求めるため、鮫川村高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、その結果を村長に報告するものとする。

- (1) 高齢者福祉計画に関する事項
- (2) 介護保険事業計画に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 議会代表者
- (2) 行政区代表者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 被保険者代表者
- (6) 費用負担代表者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、村長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該計画の策定に係る期間で、村長が必要と認める期間とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任することができる。
- 4 委員がその本来の職務を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 役員の任期は、委員の任期による。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月21日から施行する。ただし、第4条第1項の規定は、平成21年4月1日から施行する。

第2節 鮫川村高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿

任期：令和3年2月22日から令和6年2月21日まで

区 分	機関・団体等	氏 名	備 考
議会代表者	産業厚生常任委員長	本 郷 弘 義	会 長
行政区代表者	行政区長会会長	石 井 哲	副会長
保健医療関係者	国民健康保険診療所所長（医師）	木 村 芳 朗	
福祉関係者	民生児童委員協議会長	松 本 一 治	
	社会福祉協議会事務局長	鎬 木 重 正	
被保険者代表者	第1号被保険者代表	渡 辺 勝次郎	
	第2号被保険者代表	長 井 理 江	
費用負担代表者	特別養護老人ホームさめがわ施設長	金 澤 省 明	

第3節 策定経過

年月日	内容
令和5年 6月1日（木）～6月14日（水）	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 実施
6月1日（木）～7月31日（月）	在宅介護実態調査 実施
11月28日（火）	第1回鮫川村高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会 ・高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の見直しについて ・今後のスケジュールについて
令和6年 2月21日（水）	第2回鮫川村高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会 ・第10期高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画について

**鮫川村第 10 期高齢者福祉計画・
第 9 期介護保険事業計画**

令和 6 年 3 月

発 行：鮫川村

編集：鮫川村 住民福祉課福祉係

〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿 39 番地 5
鮫川村役場

TEL：0247-49-3112 FAX：0247-49-2651